

連合長野 「2017 県政への要求と提言」 (担当各部回答対照表)

2017 年 10 月 27 日 (連合長野第 29 回定期大会) 発行
～ 2017 年連合長野政策委員会 ～

目次

I. 県税・地方交付税.....	7	8. 県内産業・製造業の再興を目指した取り組みの必要性.....	16
1. インターネットを活用したクレジットカード納税促進の検討.....	7	(1) 長野県の特徴を生かした『産業の創出』.....	16
2. 地方交付税制度の課題と県の取り組み.....	7	(2) 「地元で大切にしたい会社」.....	17
II. 産業、雇用と労働.....	8	9. 「信州ものづくり生産革新事業」の拡大継続.....	18
3. 「信州の名工」.....	8	10. 伊那谷地域における工業試験機関の新設.....	19
4. 若者の県外流出.....	9	(1) 適切な試験機関設置.....	19
(1) 4年生大学の設置のない飯田・下伊那地区.....	9	III. 働きやすい長野県.....	19
(2) 卒業後、地元に戻る雇用環境整備.....	9	11. 中小企業退職金共済への加入促進と地方自治体の補助金制度の拡充.....	19
5. 工業高校の魅力の発信.....	10	(1) 中小企業退職金共済への加入.....	20
(1) 進路選択と工業高校の魅力の発信.....	10	(2) 助成制度の充実.....	20
(2) 専門学科の専門性.....	11	12. 非正規労働者の雇用の維持・確保.....	20
(3) 「ジュニアマイスター顕彰制度」への積極参加の促進.....	11	(1) 各地の労政事務所の拡充と取り組み強化.....	20
(4) 産業教育設備予算の拡充・地域で働く若者の未来を県民の全てが支える体制.....	12	(2) 相談窓口の設置.....	21
(5) 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」指定の獲得.....	13	13. 外国人研修生の公正な処遇の確保.....	21
6. 公共建築物の県産材による木造化の促進.....	13	14. ブラック企業の無い労働社会.....	22
(1) 公共建築物の県産材による木造化を促進（木造ファースト）.....	14	(1) 労働講座.....	22
(2) 「木造建築担い手育成啓発事業」.....	15	(2) ワークルール検定.....	23
7. 安全・安心な民泊サービスの確立.....	15	15. 長野県版「非正規労働者処遇改善促進助成金」の創設.....	24
(1) 民泊施設周辺の安全で安心な生活.....	15	(1) 「長野県版非正規労働者処遇改善促進助成金」の創設.....	24
(2) 違法業者の排除.....	16	16. 「長野県の契約に関する条例」の運用実態の周知、市町村その他の地方公共団体への波及と拡大.....	25
		(1) 誓約履行の検証、確実な支払いの確保.....	26
		(2) 「労働条件審査」導入の検討.....	26
		IV. 県内の医療・介護と保育環境の改善・地域包括ケアシステムの	

構築.....	26	26. リニア中央新幹線・三遠南信自動車道の開通を契機とする地域開発.....	35
17. 地域包括ケアシステム構築と制度の周知促進.....	26	(1) 国・県・市町村、交通事業者等が一体となった事業.....	35
(1) 住民に対する周知の徹底.....	27	(2) 東海・名古屋圏と結ぶ付ける経済圏の構築.....	36
(2) 市町村の取り組み状況の点検と支援.....	27	27. 買い物難民等、交通弱者への対策.....	36
18. 切れ目のない医療を提供する体制の確立.....	27	(1) 県は、今一度地域の交通弱者の状況を把握.....	36
(1) 医療と介護の連携.....	27	28. 通勤通学路の改善.....	37
(2) 在宅医療・訪問看護の拡充.....	28	(1) 通学路の改良・整備.....	37
(3) 人員体制.....	28	(2) 交差点改良の促進.....	37
(4) 第7次保健医療計画.....	29	29. 「信州健康エコ住宅助成金」の周知と利用の促進.....	37
(5) 医療計画中間年の見直し.....	29	(1) 「信州健康エコ住宅助成金」.....	38
19. 介護福祉士・看護師の確保.....	29	(2) 地元事業者対象助成の新設.....	38
(1) 介護福祉士の人員確保.....	29	30. 公共交通の利用促進と新たな「総合交通計画」の策定.....	38
(2) 看護師の人員確保施策の展開.....	30	(1) 「交通政策基本条例」.....	39
20. 看護・介護離職の防止.....	30	(2) 「新中期5カ年計画」に反映.....	39
21. 特別養護老人ホームの増設促進.....	31	(3) 県単独の予算の確保.....	40
22. 障がい者雇用の促進.....	31	(4) 人材育成・担い手の確保.....	40
23. 地域の実態・ニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業」の整備.....	32	31. 県内のJRバス路線の現状、県や市町村とJRバス事業者とが一体となった取り組み.....	40
(1) 保育ニーズの把握・保育体制の整備.....	32	32. 安易なライドシェア導入.....	41
(2) 企業主導型保育事業の活用.....	33	VI. 学校、義務教育.....	41
(3) 余裕教室の活用による保育所設置.....	33	33. 義務教育機関における学校図書館司書の配置の促進.....	41
(4) 学童保育の拡充.....	33	34. 新・教職員定数改善計画の策定と早期実施.....	42
(5) 延長保育料金の引き下げ.....	34	(1) 新・教職員定数改善計画の策定.....	43
24. 保育人材の確保・定着に向けた取り組み.....	34	(2) 学校の教職員体制及びそれをサポートする体制.....	43
25. 子育て支援の充実（「子ども・子育て支援事業計画」の中間年）.....	35	V. 地域開発と交通・住宅.....	35
(1) 「子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直し.....	35		

VII. エネルギー・農業、林業、消費者	43	4 2. 「信州山の日」制定の意義と事業の推進	52
3 5. 省エネルギー取り組みへの県の支援.....	43	4 3. 悪質クレームの撲滅に向けた取り組み	53
3 6. 再生可能資源である木質バイオマス・水力利用の促進.....	44	VIII. 防災・減災と被災地域支援	53
3 7. 地産地消の推進とさらなる食育の充実	45	4 4. 総合的な防災・減災対策の充実	53
（1）公共・福祉施設における地場産の利用促進	45	（1）課題の洗い出し.....	54
（2）学校給食へ地場産品の活用	45	（2）地域の情報発信.....	54
（3）学校での食育に携わる管理栄養士や教員.....	45	（3）小田原箱根商工会議所の取り組みに学ぶ	55
3 8. 林業事業体の育成、労働力確保及び市町村林務担当者の配置.....	46	IX. 男女平等参画・児童相談所	56
（1）林業事業体育成と労働力確保.....	47	4 5. 「長野県女性職員活躍推進計画」の市町村への波及.....	56
（2）市町村林務担当職員の配置	48	4 6. 児童相談所への必要な職種の適切な人的配置	56
3 9. 食料自給率の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成、食の安全	49	X. 県議会・選挙	57
（1）経営基盤の体質強化.....	49	4 7. 住民にとってわかりやすい地方議会への改革.....	57
（2）消費者に対する情報提供.....	49	4 8. 期日前投票所、共通投票所の増設に向けた積極的な取り組み	57
（3）HACCP への対応・補助制度	50		
4 0. 「第2期長野県食と農業農村振興計画」の実行について.....	50		
4 1. 主要農作物種子法の廃止に対して	51		

(1) 「2017 県政への要求と提言」の各部への要請と懇談

2017年9月20日から10月23日にかけて、「2017年県政への要求と提言」を担当各部の部長宛てに要請書にして申し入れと懇談を行った。

提言内容を政策委員会に提案した産別組織・地域協議会の代表も同行して、要請趣旨を説明した。

要請行動の実施と出席者は下表の通り。

【9月20日（水）】

建設部（15：05～16：00）

原健（県建設労連書記次長）

小林晋（飯田地協副議長・飯田市職労）

室賀博之（飯田地協事務局次長・中電労組）

日比野誠（上伊那地協議長・JP労組）

村山智彦（連合長野副会長・自治労県本部委員長）

根橋美津人（連合長野事務局長・電機連合）

岩崎恵子（連合長野副事務局長・全労金）

玉井邦彦（政策委員会事務局）

神野志健二（政策委員会事務局）

教育委員会事務局（16：10～17：00）

山口正巳（金属部門事務局長・電機連合）

小林晋（飯田地協副議長・飯田市職労）

室賀博之（飯田地協事務局次長・中電労組）

村山智彦（連合長野副会長・自治労県本部委員長）

根橋美津人（連合長野事務局長・電機連合）

日比野誠（連合長野副事務局長・JP労組）

岩崎恵子（連合長野副事務局長・全労金）

玉井邦彦（政策委員会事務局）

神野志健二（政策委員会事務局）

【10月10日（火）】

県民文化部（9：00～10：00）

牛山健作（長野労金労組書記長）

日比野誠（上伊那地協議長・JP労組）

村山智彦（連合長野副会長・自治労県本部委員長）

根橋美津人（連合長野事務局長・電機連合）

岩崎恵子（連合長野副事務局長・全労金）

玉井邦彦（政策委員会事務局）

神野志健二（政策委員会事務局）

林務部（10：30～11：30）

和田昌樹（中部地方森林労連書記長）

村山智彦（連合長野副会長・自治労県本部委員長）

岩崎恵子（連合長野副事務局長・全労金）

玉井邦彦（政策委員会事務局）

神野志健二（政策委員会事務局）

健康福祉部（13：30～14：30）

小林誠（自治労県本部書記次長）

日比野誠（上伊那地協議長・JP労組）

村山智彦（連合長野副会長・自治労県本部委員長）

根橋美津人（連合長野事務局長・電機連合）

岩崎恵子（連合長野副事務局長・全労金）

玉井邦彦（政策委員会事務局）
神野志健二（政策委員会事務局）

農政部（15：05～16：00）

小林和雄（副会長・長野県農団労書記長）
小林誠（自治労県本部書記次長）
小山芳彦（自治労県本部書記次長）
村山智彦（連合長野副会長・自治労県本部委員長）
根橋美津人（連合長野事務局長）
岩崎恵子（連合長野副事務局長・全労金）
玉井邦彦（政策委員会事務局）
神野志健二（政策委員会事務局）

【10月23日（月）】

産業労働部（9：00～10：00）

北原研二（飯田地協事務局長・JP労組）
山口正巳（電機連合長野地協事務局長）
根橋美津人（連合長野事務局長・電機連合）
日比野誠（連合長野副事務局長・JP労組）
玉井邦彦（政策委員会事務局）
神野志健二（政策委員会事務局）

企画振興部 10：30～11：30

北原研二（飯田地協事務局長・JP労組）
杉村正樹（JR総連県協幹事）
高橋洋（アルピコ労組書記長）
根橋美津人（連合長野事務局長・電機連合）
日比野誠（連合長野副事務局長・JP労組）
玉井邦彦（政策委員会事務局）
神野志健二（政策委員会事務局）

総務部、危機管理局、環境部の回答は文書のみであって、部長、担当課長との懇談は実施しなかった。

この冊子に掲載したのは、担当部局からの文書回答の部分のみであって、当日の質疑・応答は記載していない。第48回総選挙が実施されているなかであり、出席者や時間の制約もあるなかであったが、打ち解けた雰囲気の中、率直な意見交換がおこなわれた。

(2) 2017年政策委員会の今後の取り組み

懇談の成果は、本大会後の12月13日に予定されている「長野県政への要請」に生かし、2期目の任期を終了しようとしている長野県知事の総括を求めることとした。

I. 県税・地方交付税

1. インターネットを活用したクレジットカード納税促進の検討

平成 29 年 3 月現在、30 都道府県でクレジットカードによる地方税の納付ができます。クレジットカードの利用について、長野県では自動車税についてのみ「YAHOO! 公金支払」で納付が可能とされています。その他ではクレジットカードによる支払いは認められず、自動車税においても各種の制約があります。

窓口収納以外の納付手段では、コンビニにおける収納が 47 都道府県の全てで行われ、口座振替が 39 都道府県、ペイジー納付が 19 都府県となっています。収納の範囲も法人事業税・法人住民税・経由引取税・不動産取得税などへと拡大しつつあります。

納税者の利便や徴税費用を考えるなら、市町村も含めて地方税の収納方法の大胆な拡大が図られるべきです。早期の実施に向けた検討をされたい。

(2017 年 9 月 22 日・総務部税務課総務係)

平成 29 年 7 月に新税務電算システムを導入して、コンビニ収納については、従来より可能であった自動車税に加え、個人事業税、不動産取得税の利用が可能となりました。

同時に、クレジットカード収納を自動車税に、ペイジー納付を自動車税、個人事業税、不動産取得税に導入し、納税者の利便性の向上を図りました。

さらに、法人関係の税（法人住民税・事業税）については、国等において、一度の操作で国及び複数の地方団体への申告と納税を可能とする電子納税システムの構築を進めており、平成 31 年度をめどに、まずは大企業から電子申告を促し、将来は全体に広げ、納税までできることをめざしています。

2. 地方交付税制度の課題と県の取り組み

(1) 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティ・ネット対策の充実、農林水産業及び

(2017 年 10 月 23 日・企画振興部市町村課財政係)

地方交付税総額の確保は、地方が安定的な財政運営を行う上で非常に重要であると考えており、今年 5 月に市長会、町村会等と共同して、平成 30 年度国の施策並びに予算に対する提案・要望を行う中で、地方交付税

<p>製造業等の振興、環境対策等、今後増大する財政需要を地方財政計画に的確に取り入れ、地方固有の財源である地方交付税総額を確保できるよう、県の国への働きかけの状況を明らかにされたい。</p>	<p>総額の確保を図るよう要望を行いました。</p>
<p>(2) 普通交付税で補そくできない特別な財政需要については、本来特別交付税で措置されることとされているが、実態としては交付税総額の中で運用されているため、個別の特殊事情が的確に反映される制度となっておりません(一部しか具体的な措置額が明確になっていません)。</p> <p>長野県内の特殊事情(保育所運営などは人口密度が低いため都市と状況が異なる等)を的確に把握し、市町村が継続した公共サービスを提供できるよう、県独自の政策・施策を検討されたい。</p>	<p>(2017年10月23日・企画振興部市町村課財政係)</p> <p>普通交付税で捕捉できない特別な財政需要については、地方交付税法第15条第1項の規定により、特別交付税で措置することとされており、引き続き、ヒアリング等を通じて各市町村の特殊財政事情等を的確に把握するとともに、国に対して特別交付税による措置を求めてまいります。</p>
<p>Ⅱ. 産業、雇用と労働</p>	
<p>3. 「信州の名工」</p>	
<p>長野県は、今までも優れた技能者に対して「信州の名工」として表彰し、また、若者のものづくり離れが言われる中で、小中学校・高等学校に「信州ものづくりマイスター」等を派遣し、熟練の技や地域の企業を身近に感じてもらうことにより、本県の基幹産業であるものづくり産業を担う人材の確保・育成を図っています。</p>	
<p>(1) 各事業所でも、卓越した技</p>	<p>(2017年10月23日・産業労働部人材育成課人材育成支援係)</p>

<p>術を持つ技能者を継続雇用し、技能継承を行うことで、ものづくり産業を支える一翼を担っています。</p> <p>そのような企業の取組みに対し、産業振興の観点から助成制度を検討実施されたい。</p>	<p>事業所における技能者育成（訓練、技能実習等）のための助成制度として、現在、「人材開発支援助成金」や「建設労働者確保育成助成金」などが厚生労働省（労働局）により設けられています。</p> <p>なお、助成金以外の支援策として、県では技術専門校等において、企業等に在職されている技術者等向けに、機械、電気、建築等に係る実技講習などの「スキルアップ講座」も実施しています。</p>
<p>4. 若者の県外流出</p>	
<p>昨年、県内からの大学進学者のうち83%が県外へ進学しています。</p> <p>昨年、県内高校出身者の県内大学等への入学促進を図りたいと要請したところ、県から「県内大学等の魅力と収容力を高め、進路の選択肢を広げる必要がある」との回答をいただきました。</p>	
<p>(1) 4年生大学の設置のない飯田・下伊那地区においては、信州高等教育支援センターの支援を含め、大学・専門学校などの開校を誘致されるなどの。若者の地元流出を防ぎ他県からの流入につながる施策を検討されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・県民文化部私学・高等教育課高等教育係)</p> <p>県では、県内外から人材が集まる魅力ある学びの場の創出と学生の県内就職促進のための支援を行うため、昨年4月に「信州高等教育支援センター」を設置し、同5月に「長野県高等教育振興基本方針」を策定しました。既存の県内大学にはない学部や大学院を設置し人材定着につながる取組を行う大学等を支援するなど、引き続き県内高等教育機関の魅力と収容力を高めてまいり所存です。</p>
<p>(2) 卒業後、地元に戻る雇用環境整備</p> <p>高校を卒業後、多くの学生が県外に進学してしまうが、卒業後に地元に戻ってこられる雇用環境の整備について、引き続き銀座NAGANOや企業・大学・行政が一体となった「信州産・学・官ひとづくりコンソーシアム」を活用し、長野県としても一層尽力いただきたい。</p>	<p>(2017年10月10日・県民文化部私学・高等教育課高等教育係／産業労働部労働雇用課雇用対策係)</p> <p>ここ数年、景気の回復と雇用情勢の改善に伴い、学生の売り手市場の傾向が強まるに従って、県出身学生のUターン就職率は減少を続け、現在4割弱となっています。</p> <p>県では、県内産業を支える優秀な人材の確保・定着に向けて、①Uターン就職促進協定校（H29.10.1現在43校）の学内セミナーや保護者会等における就活支援情報の提供、②ジョブカフェ信州銀座サテライト（H28.10月開設）による就職相談・セミナー、③県内企業でのインターンシップ参加費用の助成（H28年度開始）などにより、県外大学等の学生の県内就職に向けた支援を行ってきました。</p> <p>また、県内学生に対しては、「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」において、県内大学生等の県内企業とのインターンシップ・マッチング事業や海外事業所でのインターンシップ参加支援事業を行っています。</p> <p>今後は、さらに「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」を中心に、県内外の学生に対する県内企業のさらなる魅力の発信やインターンシップ情報の提供等に取り組み、人材の確保・定着に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>

	<p>(2017年10月23日・産業労働部労働雇用課雇用対策係)</p> <p>ここ数年、景気の回復と雇用情勢の改善に伴い、学生の売り手市場の傾向が強まるに従って、県出身学生のUターン就職率は減少を続け、現在4割弱となっています。</p> <p>県では、県内産業を支える優秀な人材の確保・定着に向けて、①Uターン就職促進協定校(H29.10.1現在43校)の学内セミナーや保護者会等における就活支援情報の提供、②ジョブカフェ信州銀座サテライト(H28.10月開設)による就職相談・セミナー、③県内企業でのインターンシップ参加費用の助成(H28年度開始)などにより、県外大学等の学生の県内就職に向けた支援を行ってきました。</p> <p>また、県内学生に対しては、「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」において、県内大学生等の県内企業とのインターンシップ・マッチング事業や海外事業所でのインターンシップ参加支援事業を行っています。</p> <p>今後は、さらに「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」を中心に、県内外の学生に対する県内企業のさらなる魅力の発信やインターンシップ情報の提供等に取り組み、人材の確保・定着に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>5. 工業高校の魅力の発信</p>	
<p>平成26年から27年にかけて、県は「産業教育審議会」の場で、「社会情勢や産業構造が大きく変化する時代における望ましい産業教育のあり方について」審議し、2015年10月20日に答申としてまとめられました。</p> <p>なかでも工業科の卒業生についてはほぼ100パーセントの就職率であり、高校新卒の求人は求職者のほぼ倍の需要があることが報告され、中学卒業者が減少しているため、産業界の需要を満たせないことが課題とされています。県内の中等教育が県内の産業構造を支えられない事態も危惧されます。</p> <p>第9次職業能力開発計画において「信州を牽引するものづくり産業の振興」、「次世代産業集積戦略の強化推進」、「新たな産業展開を担う人材」を目指すとした計画年度は2015年4月に終了しました。「ものづくり産業振興戦略プラン」も本年4月に計画年度が終了し、若者の将来と県内産業の未来を支えるための新たな取り組みが必要であると考えます。</p> <p>以下の通り求めます。</p>	
<p>(1) 進路選択と工業高校の魅力の発信</p> <p>既にいくつかの工業高校では、課題研究発表会、作品展示会、卒業製作展を開催し、地域や産業界からの理解が深まる取組が行われています。</p> <p>就職実績が優れており、また、ものづくり産業は3年離職</p>	<p>(2017年9月20日・教育委員会事務局教学指導課義務教育指導係/高校教育指導係)</p> <p>工業高校では、地域や産業界との連携した取組が行われています。就業体験活動をはじめ、こうした地域と連携した活動が生徒の進路意識を高め、就職実績の向上や離職率の低下につながっていると考えられます。</p> <p>工業高校の取組については、毎年各校が体験入学や公開授業などを実施し、地元中学校へ情報発信しておりますので引き続き支援したいと考えております。</p>

<p>率が低水準となっているなど、工業高校が進学先として魅力を持っていることについて、義務教育機関に対して積極的に情報発信されたい。</p>	
<p>(2) 専門学科の専門性 上記の答申では、少子化による専門学科について、教室の維持が難しいという指摘がされています。専門性の維持を図るため、工業高校・工業系専門学科の安易な統廃合を行わず、男女ともに学びやすい環境整備に努められたい。</p>	<p>(2017年9月20日・教育委員会事務局高校教育課高校改革推進係) 近年、工業科を設置する高校においては、時代の変化に対応した教育課程の編成、学科改編、総合技術高校の設置、高大連携及び産業界等との連携推進により、工業教育の改善・充実を図るとともに、各校が地域の特性を活かした取り組みを実践して、本県のものづくり産業等を担う人材育成を行っています。 平成27年10月の「長野県産業教育審議会答申」(以下「答申」という)では、社会情勢や産業構造が大きく変化する中で、これからの専門教育においては、専門分野の基礎・基本の習得、多面的・汎用的能力の育成、習得した知識・技能を基に創造していく力の育成が重要であることを指摘しています。 また、少子化に伴う学校の小規模化により、今後、小学科(機械・電気・土木・建築)の維持が困難になっていくと予測されること、また、各種競技会へ参加できない高校が出はじめていること、検定や資格取得に必要な専門的な授業を提供することが困難になってきている等の状況を指摘しています。 答申では、前述した産業人材に求められる能力を身に付けさせるとともに、少子化が進行する中で、専門教育の維持・発展を図っていく方策として、県内全体で専門学科ごとにセンター的機能を持つ高校を配置し、産業教育のネットワークを構築していくこと、専門領域を大枠でとらえた小学科のあり方、総合技術高校の設置及び高度な知識・技能を習得するための大学や地域産業界との連携促進等を提言しています。 県教育委員会では、これらの提言を踏まえ、「学びの改革」において、専門性の維持を図るとともに、男女を問わず生徒が学びやすい環境整備に努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>(3) 「ジュニアマイスター顕彰制度」への積極参加の促進 全国工業高等学校長協会が実施している「ジュニアマイスター顕彰制度」は、多くの工業高校生の目標になっています。長野県内では15校の加盟に対し8校しか参加せず、他県に比べ取り組みに大きな差があります。各工業高校で積極的</p>	<p>(2017年9月20日・教育委員会事務局教学指導課義務教育指導係/高校教育指導係) 現在県内で工業科を置く学校は、8校(長野工業、上田千曲、佐久平総合技術、岡谷工業、駒ヶ根工業、飯田OIDE長姫、松本工業、池田工業)あり、ジュニアマイスター顕彰制度を活用して生徒が主体的に学んでいます。こうした取組が工業を学ぶ多くの学校で行われるよう支援したいと考えております。 (参考) 長野県内では、15校の加盟校のうち、8校が工業科を置く学校、7校が専門学科等のその他の高校となっております。総合学科では、生徒の進路希望によって科目選択が異なるため、工業に関する専門的な学習の時間数も異なります。 ○ ジュニアマイスター顕彰制度認定者数 2016年 ゴールド33 シルバー79</p>

<p>な取り組みが行われ、地域にとって魅力ある学校づくりくりに取り組みたい。</p> <p>器械・工具の共用化も行われていると承知していますが、工業高校において生徒の技能検定受検に際し、訓練のために必要な器具が用意されているかどうかチェックを行うとともに、補充されたい。</p>	<p>2015年 ゴールド37 シルバー85 2014年 ゴールド38 シルバー63 2013年 ゴールド39 シルバー73 (2017年9月20日・教育委員会高校教育課施設係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業教育設備は計画的に更新・修繕を行い、専門高校の教育効果の向上に努めてまいりました。 ○ 基本的な技能の習熟や専門的な知識の習得に必要な不可欠な設備を厳選し、できる限り各学校の要望に応えられるよう努めてまいります。 																					
<p>(4) 産業教育設備予算の拡充・地域で働く若者の未来を県民の全てが支える体制</p> <p>昨年も同様の要請を行い、現状のご説明をいただきました。</p> <p>専門高校に対する各都道府県の「産業教育設備予算」、とりわけ実験実習設備の購入費(新規・更新)、修繕費を確認する。「産業教育設備予算」が不十分な現状に対し、専門高校が保有する実験実習設備をリストアップし、その更新計画、修繕計画を策定されたい。またそれに基づいて、産業教育設備予算を拡充されたい。</p> <p>工業分野をはじめとする、受け入れ側の各分野の産業界に対して、基金の造成への協力を求めるなど、取り組みを行われたい。</p>	<p>(2017年9月20日・教育委員会事務局高校教育課施設係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業教育設備は計画的に更新・修繕を行い、専門高校の教育効果の向上に努めてまいりました。 ○ 基本的な技能の習熟や専門的な知識の習得に必要な不可欠な設備を厳選し、できる限り各学校の要望に応えられるよう努めてまいります。 ○ 基金の造成については、そのような取り組み事例を研究し、可能性を検討してまいります。 <p>(参考)</p> <p>◆産業教育設備費の予算額</p> <table border="1" data-bbox="689 842 2069 963"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備更新(千円)</td> <td>13,360</td> <td>366,770</td> <td>15,263</td> <td>15,132</td> <td>14,892</td> <td>15,987</td> </tr> <tr> <td>設備修繕(千円)</td> <td>13,199</td> <td>13,199</td> <td>13,199</td> <td>13,199</td> <td>13,199</td> <td>13,199</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H25は更新費補正(358,476千円)を含む ※ H26に国庫補助制度が廃止</p> <p>◆各学校からの産業設備更新要望状況 H29年度 242品目 約10.6億円 (H28年度 221品目 約9.4億円)</p> <p>◆整備状況 H28年度 純水製造装置(岡工)、スピードスプレヤー(上農)、消毒機(須園)、温室ボイラー(須園・南農)、万能製図台(長工・池工)、卓上旋盤(佐久平)、結束機(南農)、発振器(OIDE、長工)、レベル(上農)、ミシン(屋代南・丸修・塩尻志学館)、のこ盤(上田千曲)、チェーンソー(青峰)、ジャッキ(南農)</p> <p>H29年度 〈実績〉トラクター(下高井農林・富士見)、空冷式チリングユニット(更農)、自動制御実習装置(駒工)、</p>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	設備更新(千円)	13,360	366,770	15,263	15,132	14,892	15,987	設備修繕(千円)	13,199	13,199	13,199	13,199	13,199	13,199
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																
設備更新(千円)	13,360	366,770	15,263	15,132	14,892	15,987																
設備修繕(千円)	13,199	13,199	13,199	13,199	13,199	13,199																

	<p>開葯器（下農）、万能製函台（上田千曲） （他は予算残額に応じて調整） ◆リース・レンタル実績 ・トラクター（上伊那農業）H20.9.1～H28.2.28年 749,700円 H28.3.1～H30.2.28年 77,112円 ・レーザー加工機（木曾青峰）H19.12.1～H30.3.31年 49,680円</p>
<p>(5)「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」指定の獲得 県内では「諏訪実業高校」が指定を受け、－「文化ビジネスエキスパート」グローアップ・カリキュラム－として「地域の魅力や日本の感性をビジネスバリューに繋げ、世界に羽ばたく人材育成プログラム研究」に取り組んでいるとのことです。 専門高校とりわけ工業高校が、文部科学省の推進する「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」に積極的に応募し、指定を受けられるようサポートされたい。</p>	<p>（2017年9月20日・教育委員会事務局教学指導課義務教育指導係／高校教育指導係） 諏訪実業高校のある諏訪地方は、御柱をはじめとする伝統文化が数多くあり、精密機械等をはじめとする高い技術力や伝統的手法をもつ産業が多い地域です。「文化ビジネスエキスパート」として、主体的に地域の課題を発見し、地域と協働して解決に取り組み、地域を創造する人材を育成することを目的とした取組が行われています。 商業科と服飾科の特性を生かしながら様々な取組を通して生徒が専門的な知識・技能を身に付け、外部との関わりの中で地域の抱える問題や課題に対して主体的に取り組む姿が見られるようになりました。こうした成果を各校に発信するとともに、「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」指定希望校には今後も支援してまいります。</p>
<p>6. 公共建築物の県産材による木造化の促進</p>	
<p>総務省が1月に発表した2016年の労働力調査では建設業就業者数が前年より8万人減の492万人となりました。高校卒業者の建設業への就職状況は2016年3月卒で13,294人となり、求人数48,389人に対し充足率は27.5%となっています。前年2015年と比較すると求人数が4521人増加しているのに対し就職者数は逆に495人減少しています。充足率27.5%は、農・林・漁業42.0%、製造業67.8%、小売業51.9%などすべての業種と比較して最低の結果となっています。また、離職状況も3年前就職者数13,187人の約半数にあたる6,812人が離職しており、入職不足と就職後の定着が大きな課題となっています。 特に住宅建設の中心的な担い手である大工・左官等の職種は、今後何も手を打たなければ激減が見込まれています。このことは住宅ストックの維持管理や災害対応等地域の家守りに大きな支障をきたします。</p>	

一昨年県が行った大工技能者アンケート調査では、「育成する予定はない」との回答が6割を占め、その半数以上が理由として「育成するほどの仕事が確保できない」と回答しています。

一方、国・県・市町村において木造化・木質化を図る方針を定めており、15年6月には建築基準法の改正により3階建ての学校等においても準耐火構造の木造3階建て校舎の建設が可能となっています。しかし、県内では「林産県から林業県へ」の転換を目指しているにもかかわらず、県内公共工事における木材使用量は2年連続減少しており、林野庁が公表した平成27年度都道府県別公共建築物の木造率においても長野県は全国で18番目(15.8%)に留まるなど、木造化・木質化が進んでいるとは言えません。

公共建築物における木材の利用の促進に関する法律が2010年に施行され、長野県においても、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」にて低層の公共建築物は原則木造・木質化をするとされています。

絶対的に少ない非住宅の木造建築需要を作り出すことが、大工の建築技能継承の場となり、若年技能者の雇用創出と所得水準の改善にもつながります。

また、「木造建築担い手育成啓発事業」においては中学校に長野県建設労働組合連合会傘下組合の大工技能者を派遣し、長野県木造協同組合連合会から材料の提供を受け行っており、16年度は3校383人の生徒に対し授業が行われ、17年度も4校で行われます。担当する技術家庭科の教師からは「大工の本物の技を見せてもらえる機会はありがたい」という感想や、生徒からも大工になってみたいとの声もあり、担い手確保の取り組みを途切れさせないためにも、県事業としての継続実施と事業規模の拡大を図られたい。

(1) 公共建築物の県産材による木造化を促進(木造ファースト)
「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」を強力に推進し、激減が見込まれる建築大工の雇用と技能継承の場の拡大を図られたい。

(2017年10月10日・林務部信州の木活用課県産材利用推進室)

- 平成22年10月に施行された「公共建築物木材利用促進法」に基づき、県では、同年12月に「長野県内の公共施設整備・公共土木工事等における県産材利用方針」を改定し、「県が行う公共建築物の整備及び公共土木工事の実施にあたっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し県産材を使用するよう努める」としております。
- また、率先した市町村の公共建築物への木材利用の必要性等の普及啓発を図り、県内77全市町村においても同様に、市町村利用方針を樹立していただき、積極的なご対応をいただいております。
- 県では現在、利用方針に基づき着実に木材利用を推進するため、副知事を会長とする全庁組織の「県産材利用促進連絡会議」により、各部局等が所管する公共工事等への積極的な木材利用に取り組んでおります。

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
公共土木 工 事	農業土木	220	181	153	231	206	252	351	197	326
	林業土木	8,822	7,619	7,381	4,383	6,026	7,271	6,496	4,905	4,784
	土木建設	5,898	1,458	2,212	1,084	860	1,444	2,510	1,180	1,127
	計	14,940	9,258	9,746	5,698	7,092	8,967	9,357	6,282	6,237
公共施設等建築工事	9,873	10,791	10,265	10,531	17,324	9,461	12,374	12,486	8,650	
合 計	24,813	20,049	20,011	16,229	24,416	18,428	21,731	18,768	14,887	
うち県事業関係	12,539	11,585	11,988	11,789	19,278	12,724	9,863	9,016	8,207	

○ 公共施設への木材利用を創意工

	<p>夫によりさらに進めようと、昨年度より県・市町村、建築士等の関係者を対象に「公共建築物への県産材利用を考える研修会」を開催し、先進事例、活用技術、地域経済への波及効果など、様々な角度で公共建築物の県産材利用についての情報提供を行い、平成 28 年度は 206 名の参加を得て、参加者アンケートでも好評の結果となりました。</p> <p>○ 県産材利用促進のためには、県・市町村が率先して公共建築物等への利用することが、波及効果の面でも効果が高いことから、引き続き県発注の公共施設について可能な限り木造化・木質化を進めるとともに、市町村とも連携し積極的に県産材利用を進め、建築大工の雇用と技能継承の場の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。</p>
<p>(2)「木造建築担い手育成啓発事業」 将来の担い手となる中学生を対象に行う「木造建築担い手育成啓発事業」を継続し、拡大されたい。</p>	<p>(2017 年 10 月 10 日・建築住宅課建築技術係)</p> <p>○ 当「木造建築担い手育成啓発事業」は、長野県建設労働組合連合会から大工技能者を派遣いただくとともに、長野県木材協同組合連合会（信州地域材利用推進協議会）からは材料の提供をいただくなど、両団体の御協力を賜りながら、昨年度から実施しています。</p> <p>○ また、当事業を含む「信州木のある暮らし推進事業」は、9 月 5 日開催の「平成 29 年度『県民協働による事業改善』事業点検」の対象事業となり、有識者、県政モニター及び学生からなる点検者 18 人のうち、11 人から「強化・拡大」、6 人から「現状維持」の評価をいただきました。</p> <p>○ これらを踏まえ、次年度以降の事業について検討してまいります。両団体には当事業が継続的に実施できますよう、引き続きの御協力をお願い致します。</p>
<p>7. 安全・安心な民泊サービスの確立</p>	
<p>2017 年 3 月に閣議決定された民泊サービスに関わる「住宅宿泊事業法案」においては、</p> <p>① 民泊サービスを行う者は「都道府県知事への届出」</p> <p>② 都道府県は、地域の実情を反映する仕組みの創設（営業日数制限の条例制定等）ができる、</p> <p>③ 都道府県知事は、民泊サービス事業者に係る監督を実施等、都道府県による管理・監督を義務付けが定められています。</p> <p>ただし、保健所設置市（政令市、中核市等）、特別区（東京 23 区）については都道府県に代わって監督・条例制定事務を処理できるとされています。</p> <p>経済活性化に向けた施策の 1 つとして国が観光立国を標榜し、海外からの旅行者が年々増加している中で、宿泊施設をいかに確保するかが重要な課題となっています。</p>	
<p>(1) 民泊施設周辺の安全で安心な生活 民泊施設周辺の安全で安心な生活を確立し維持するべく、</p>	<p>(2017 年 10 月 10 日・健康福祉部食品・生活衛生課生活衛生係)</p> <p>住宅宿泊事業法第 18 条においては、「都道府県は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基</p>

<p>県は「住宅宿泊事業法案」を踏まえて、生活者や利用者の安全を守るための必要な規制（年間営業日数、認可基準の明確化、営業にあたっての近隣住民への丁寧な説明の実施や合意取り付けの義務化等）を講じられたい。</p>	<p>準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。」とされています。</p> <p>地域の実情に詳しい市町村や関係者のご意見をよくお聴きしながら、条例制定の必要性について検討してまいります。</p>
<p>(2) 違法業者の排除</p> <p>違法業者を排除するため、通報窓口の設置、管理監督を行う第三者機関の設置、事業者の審査の徹底等、実効性のある管理監督体制を確立するとともに、無認可で営業している民泊業者の取締りを徹底し、営業停止や登録抹消等、厳格に対応されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部食品・生活衛生課生活衛生係)</p> <p>通報窓口の設置については、現在国において全国統一の「コールセンター」の設置が検討されています。</p> <p>このコールセンターは、個別に対応が必要な苦情が寄せられた場合に、住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理者に苦情が転送されると同時に都道府県等に苦情内容が報告される仕組みとなっており、報告を受けた都道府県等は苦情の内容により、立入検査等の必要な対応をとることとなります。</p> <p>住宅宿泊事業の開始に当たっては、届出内容の審査を徹底するとともに、無許可営業者に対しては、厳正な対応を行ってまいります。</p>
<p>8. 県内産業・製造業の再興を目指した取り組みの必要性</p>	
<p>リーマンショックが起きた2008年までの間に多くの企業が、海外進出しました。県内では海外進出していけない中小企業を、リーマンショックが大きく毀損したという現実があります。</p> <p>その後の回復は見られるものの、県内の工業・製造業の実態を今後どうするかという論議が必要です。</p>	
<p>(1) 長野県の特徴を生かした『産業の創出』</p> <p>県として、国の施策、地方の取り組み、個別の企業に任せるのではなく、長野県の特徴を生かした、グローバル化や環境意識の高まりを先取りした『産業の創出』も含め継続して取り組まれない。</p>	<p>(2017年10月23日・産業労働部産業政策課企画経理係)</p> <p>県では、県内製造業の振興を図るため、平成24年度から今年度までを計画期間とする、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」を策定しています。</p> <p>本プランでは、「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」など、今後成長が期待される産業分野を目指すべき分野として位置づけ、産学官連携やマーケティング、人材育成・確保などの様々な支援を行っているところです。</p> <p>これらの支援を通じて、例えば以前から航空機産業の取組が盛んであった飯田下伊那地域において、航空機システム関連の企業や研究開発機能が集積する「アジアの航空機システム拠点」を形成する取組や、全国的にも高いシェアを誇る発酵食品で培われた技術などを活かし、健康志向や世界基準の安全・安心などの消費者二</p>

ーズに応える食品を創出する取組など、長野県の特徴を活かした、新たな「産業創出」に向けた取組につなげてまいりました。

本プランは、今年度が最終年度であることから、現在次期プランの策定作業を進めています。

次期プランでは、第4次産業革命の進展など、製造業を取り巻く環境の変化も踏まえつつ、産業イノベーションの創出を通じた、県内製造業の高付加価値型の産業体質への転換を図りたいと考えています。

具体的には、研究開発や販路開拓などの支援により、企業の基盤力を高め、産業イノベーションの創出を促進する取組と、3つの成長期待分野別に、産学官金連携による具体的なプロジェクトを実施し、産業イノベーションの創出を実現する取組を展開したいと考えています。

特に、産・学・官・金が連携したプロジェクトについては、航空機産業や食品産業のように、全県的に推進するプロジェクトに加え、県内各地域別の産業の特徴を踏まえた、地域振興局が中心となって推進するプロジェクトも実施する予定です。

県としては、これらの取組を通じて、産業イノベーションの創出に向けて、積極果敢にチャレンジするものづくり産業の集積を図り、新たな「産業創出」につなげてまいりたいと考えています。

(2) 「地元で大切にしたい会社」

県は、国内に対しても産業界などと協力しつつ、県内企業の中で、世界最先端の研究開発を行っている企業、固有技術を有している企業、製品・技術が人々の幸福に多大な貢献をしている企業、従業員を大事にしている企業、社会的に優れた仕事をしている企業、弱者のために貢献している企業などを、「感動できる会社」「地元で大切にしたい会社」としてピックアップし、広く紹介に取り組みきたい。

県が行っている海外市場開拓のためのイベントや海外向け広報資料などにおいても、こ

(2017年10月23日・産業労働部産業政策課企画経理係)

県では、県内企業の技術や製品の素晴らしさを国内外に広く周知するとともに、県事業を活用した支援を行い、企業の更なる事業展開を促進するため、長野県が誇る高度な技術や革新的・独創的な製品を認定する制度として、「NAGANO ものづくりエクセレンス」を設け、現在、5年間で累計59件の認定を行いました。

認定企業に対しては、国内外展示会への出展を希望する場合の優遇などを図り、海外展開にも取り組んでいるところです。

(海外展示会への支援状況 H27：3件、H26：11件 ※英語版パンフレット配布)

他にも、短時間正社員制度等、多様な勤務制度の導入や非正規社員の処遇向上など、従業員の仕事と生活の両立のための職場づくりに取り組む企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証を行い、ホームページ、テレビCM、合同企業説明会等を通じて、企業担当者や求職者へ情報発信するとともに、認証企業に対しては、入札参加資格審査の加点や、金利の優遇などのインセンティブを付与しています。

引き続き、県内企業の素晴らしい技術、製品や優れた取組を積極的にPRするとともに、県内産業の更なる発展に向け取り組んでまいります。

(参考：NAGANO ものづくりエクセレンスの概要)

主催	長野県
対象	長野県内に本社または主たる事業所を有する製造業者（日本標準産業分類の大分類「製造業」を営む事業者）の高度な技術や革新的・独創的な製品
審査方法等	優れた製造業者を表彰するものづくり大賞 NAGANO の審査過程で行われるも

うした地元企業の紹介に取り組みたい。		のづくり NAGANO 応援懇話会の選考結果に基づき、その技術・製品を「NAGANO ものづくりエクセレンス」として認定
	審査項目	「発展性／先進性」、「技術力」、「生産方法」、「市場性」
	件数	10 件程度／年（1 社につき 1 件） 累計 59 件認定
	応募方法	ものづくり NAGANO 応援懇話会が主催するものづくり大賞 NAGANO に応募
	支援策 (優遇措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページなどによる認定技術・製品の広報 ・ 信州ものづくり産業応援助成金の優遇（助成率 1% 加算） ・ 国内外展示会への出展希望時の優遇 ・ 長野県創業支援センターの利用を希望時の優遇 ・ 地域中小企業育成プロジェクト事業の対象（候補）への追加 ・ 新産業人材カレッジスキルアップ講座を受講される場合の優遇 など

9. 「信州ものづくり生産革新事業」の拡大継続

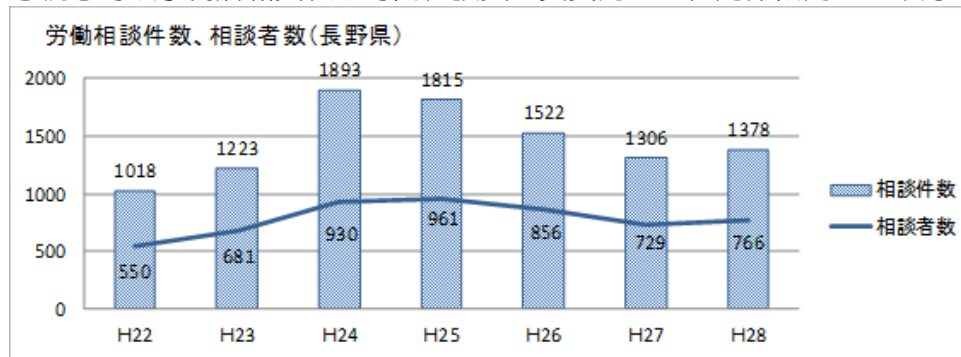
<p>県内製造業のものづくり現場の稼働力（付加価値生産性）が低下している（付加価値額 H22：2.23 兆円→H25：1.84 兆円）ことに対して、国の施策を取り入れ「信州ものづくり生産革新事業」がおこなわれています。</p> <p>昨年度は、2 人のカイゼンインストラクターの養成を目的として、700 万円余りが予算化されました。問題は、20 パーセントもの生産性向上を目指すには、事業の目標と予算の規模が過少に過ぎることです。今年はさらに予算が縮小されています。JCM（全日本金属産業労働組合協議会）も、有効性を認めて推進を求めている施策であり、県内全域でもつ</p>	<p>（2017 年 10 月 23 日・産業労働部ものづくり振興課技術開発係）</p> <p>信州ものづくり生産革新事業については、前年度と事業内容が大きく異なります。</p> <p>今年度は、東京大学と連携して、県下初となる「信州ものづくり革新スクール」を開校しますが、このスクールの運営等に係る経費は、県補助金のほか、NPO 諏訪圏ものづくり推進機構が経済産業省の「スマートものづくり応援隊」の採択を受けて、国補助金を活用するほか、受益者負担として受講料をいただき実施しており、事業総額では、前年度を上回っています。</p> <p>このスクールの受講生の募集は、全県の事業所を対象としており、諏訪地域以外の企業も参加されていますので、連合長野の皆様からも周知をお願いいたします。</p>
--	--

と大規模な施策展開がなされるよう検討されたい。	
10. 伊那谷地域における工業試験機関の新設	
<p>長野県においては、過去の統合の経過から4技術部門体制とされ、長野市2カ所、松本市、岡谷市に試験機関が設置されており、上伊那・下伊那地域における支援には成り得ていません。工業振興のためには、時代に合った最新の検査に耐えうる公設の工業試験機関の設置が急務です。</p> <p>平成28年5月には「長野県航空機産業振興ビジョン」が策定され、長野県施策の方向性として、航空機システムに係る高度人材育成・供給機能として期待される「信州大学航空機システム共同研究講座」の実現を図るとされました。この講座の運営母体となる「航空機システム共同研究講座コンソーシアム」に県としても参画し、必要な支援を検討する、とされています。</p> <p>また、航空機システム実証試験機能の整備についても、総合的な試験評価体制の構築を検討する、とされている。</p>	
<p>(1) 適切な試験機関設置</p> <p>今までの要望に対し、現場へ出向いての職員対応、センターの果たすべき機能や推進体制等の再検証を行うと回答いただいています。</p> <p>全県における産業振興を再考し、適切な試験機関設置に向け取り組まれます。</p>	<p>(2017年10月23日・産業労働部ものづくり振興課技術開発係)</p> <p>平成28年5月に策定した「長野県航空機産業振興ビジョン」の具現化を図るため、平成29年4月に、岡谷市にある県工業技術支援センターの「精密・電子技術部門」を「精密・電子・航空技術部門」へ名称を変更し、飯田市の旧飯田工業高校跡地に「航空機産業支援サテライト」を開設しました。</p> <p>このサテライトには、研究職員が常駐し、航空機分野の企業の課題解決を支援するほか、(国研)産業技術総合研究所の産総研イノベーションコーディネータに登録し、国機関との橋渡しも行います。</p> <p>旧飯田工業高校跡地は、アジアの航空機システム拠点の形成を目指しており、信州大学航空機システム共同研究講座や(公財)南信州・飯田産業センターも設置されており、これらの機関と連携しながら企業支援を行います。</p> <p>特に、(公財)南信州・飯田産業センターには国内初の着氷試験装置の運用も開始しているほか、今年度は防爆試験装置の導入を県が補助するほか、翌年度以降も環境試験設備の整備を計画しており、国内唯一の航空機システム分野の機器整備を支援していきます。</p> <p>また、工業技術総合センターの利用促進を図るため、職員が企業等に出向いて現場技術相談を実施しており、平成28年度の上伊那地域・下伊那地域の企業等へは166件の支援を行うなど利用性の向上に努めております。</p>
Ⅲ. 働きやすい長野県	
11. 中小企業退職金共済への加入促進と地方自治体の補助金制度の拡充	
<p>現在、中小企業退職金共済には、32都道府県の市町村で助成制度があり、長野県では38市町村が助成制度を持っています。</p> <p>適格年金が廃止され、厚生年金基金の解散が進み、中小企業が企業年金に加入している割合は低下しています。</p> <p>確定拠出年金、確定給付企業年金ともに、コストや手続き、投資教育等、導入には課題が大きいのです。しかし中小企業こそ、退職金の外部保全としての企業年金制度の意義は高く、中小企業退職金共済がほぼ唯一の選択肢となっています。</p>	

<p>従前、県に対し連合長野も勤労者共済会・互助会の事業として中退金の加入促進並びに市町村補助事業の普及を要請してきました。他県に比べ多くの市町村で取り組まれている事を多とするものではありませんが、その多くが極めて少額の加入時の短期の掛け金補助にとどまっているのが現状です。中小企業の企業年金の受け皿として、助成制度の充実をはかる必要があります。</p>	
<p>(1) 中小企業退職金共済への加入を促進されたい。</p>	<p>(2017年10月23日・産業労働部労働雇用課労働環境係)</p> <p>中小企業退職金共済制度(中退共)については、県においても毎年度当初及び10月の加入促進強化月間に、県内の全市町村に対して加入促進のための周知広報の協力を依頼しているほか、関東信越税理士会長野県支部連合会を通じて中小企業の加入促進を図っています。併せて、県の労働行政の広報誌である「労働ながの」に中退共制度の広告を掲載し、加入を促進しています。県として、今後もこれらの加入促進の取組みを継続してまいります。</p> <p>【参考】「労働ながの」への掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「労働ながの29年6月号」に中退共制度の広告を掲載
<p>(2) 助成制度の充実</p> <p>中小企業退職金共済の加入にあたっては、企業側にも税制上の特典があり、求人にあたって退職金制度の有無は有力な選択肢となることから、市町村に助成制度の創設を促されるとともに、市町村と協力してさらに魅力的な制度となるよう助成制度の充実を進められたい。</p>	<p>(2017年10月23日・産業労働部労働雇用課労働環境係)</p> <p>中小企業退職金共済制度は、中小企業の労働者福祉の増進と中小企業の振興に資する制度であり、一層の普及を図る必要があることから、市町村による助成制度の創設、拡充を働きかけてまいります。</p> <p>【参考】市町村による補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県内38市町村で実施(市では長野市等14市) (平成29年7月末現在 (独法) 勤労者退職金共済機構調べ)
<p>12. 非正規労働者の雇用の維持・確保</p>	
<p>非正規労働者の雇用安定や処遇改善については、近年、労働契約法やパートタイム労働法などの法改正が進んでいます。2018年4月には無期転換申込権の発生時期を迎えます。既に連合長野の行っている労働相談等で多くの相談が寄せられています。</p> <p>法の趣旨を逸脱した対応も見受けられ、雇止め抑制の施策が急務の課題となっています。県の労働行政を通じた法の周知徹底、趣旨を外れた雇い止めの防止に取り組むことが必要です。</p>	
<p>(1) 各地の労政事務所の拡充と取り組み強化</p> <p>各地の労政事務所において、労働基準法やパートタイム労働</p>	<p>(2017年10月23日・産業労働部労働雇用課労働環境係)</p> <p>労働相談対応については、県内全ての労政事務所において専任の労働相談員が労働相談に応じているほか、労政事務所に来所できない方の相談に応じるため、メールによる労働相談や市町村に出向いての巡回労働相談を実施しています。また、長野労働局との合同研修会の実施や、今年度は新たに個別労働紛争解決研修へ労働</p>

働法、労働契約法などが遵守されるよう相談員や調査係の体制を強化し、各労働基準監督署や長野労働局と連携して取り組みを強化はかられたい。

相談員を派遣するなど、労働相談員の知識習得と資質向上に努めています。
労働相談において、違法性が認められる場合には長野労働局や労働基準監督署を紹介するなど、労働関係法令が遵守されるよう関係機関と連携して対応しています。今後の相談件数、相談者数の推移を注視しながら、引き続き労政事務所職員及び労働相談員の資質向上と、関係機関との十分な連携を図ってまいります。



(2) 相談窓口の設置
特に、今後急増が見込まれる無期転換申込権発生を前にした雇止めに関する窓口の設置とその周知をはかられたい。有期雇用の雇用期間については、長期化や無期化を求めるとともに、労働契約法に基づく無期転換申込権発生手前での雇止めの抑制をはかる施策を具体的に実施されたい。

(2017年10月23日・産業労働部労働雇用課労働環境係)
労働契約法に基づく有期労働契約の無期転換ルールについては、平成28年度に地区労働フォーラム及び労務管理改善リーダー研修会でテーマに取り上げ、法の周知と企業による適切な対応を働きかけています。
労政事務所に寄せられる労働相談においては、これまでのところ無期転換ルール適用を避けることが目的と考えられる雇止めの事例はありませんが、今後の増加を念頭におき、労政事務所において雇止めに関する労働相談に応じるとともに、違法性が疑われる事例に対しては労働基準監督署等の関係機関と連携して対応してまいります。
(長野労働局においては29年9月・10月に「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を開催するとともに、「無期転換ルール特別相談窓口」を設置)

13. 外国人研修生の公正な処遇の確保

技能実習法の成立(2017年11月施行)により、外国人技能実習生が激増することが想定されます。2017年1月には外国人技能実習機構も設立されました。

(2017年10月23日・産業労働部労働雇用課労働環境係)
県内の外国人(労働者、技能実習生)は、平成26年以降増加傾向にあり、平成29年9月の入管法改正、平成29年11月の技能実習制度の見直しにより、さらに増加すると見込んでいます。
県では、県内産業における外国人活用の可能性等を検討するとともに、外国人を活用するに当たっての障壁及び生活環境整備等について、関係部局が連携して調査・研究する「海外人材の活用に関するプロジェクト」

従前には存在した外国人技能実習生の死亡・失踪、受け入れ機関による不正行為の根絶が前提にならねばなりません。

中小企業の人員不足を背景に、県内にも外国人技能実習制度の拡大を見込んで業容を拡大する動きも見られます。地元産業界、JITCO（国際研修協力機構）、外国人技能実習機構、労働基準監督署とも協力して適正な運用を図りたい。

ーム」を平成29年6月に設置しました。

その中で、技能実習生の受け入れについては、ニーズの把握、日本人の雇用への影響、地域の治安など幅広い観点から検討すべき課題だと考えています。

また、外国人労働者の失踪、犯罪行為、受け入れ機関による不正行為の根絶のため、県、県警察本部、長野労働局、東京入国管理局で構成される「外国人労働者問題対策連絡会議」を設置しており、情報共有を図り、技能実習制度の適正な運用に努めています。

○県内外国人の推移（単位／人）

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
在留外国人 人数	31,788	31,003	30,748	31,453	32,483
外国人労働者数	11,421	11,420	11,364	12,709	14,145
技能実習生数	3,771	3,730	3,457	4,033	4,604

○入管法改正（平成29年9月1日施行）

介護の業務に従事する外国人の受け入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格を創設する。

○技能実習制度の拡充策（平成29年11月1日施行）

①優良な監理団体等への実習期間の延長又は再実習 ⇒ 3年→5年

②優良な監理団体等における受け入れ人数枠の拡大 ⇒ 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（最大5%まで → 最大10%まで）

③対象職種 of 拡大 ⇒ 介護の追加、複数職種の同時実習の措置等

14. ブラック企業の無い労働社会

(1) 労働講座

県内すべての労政事務所に於いて、勤労者や経営者に労働法の周知徹底を図るため、定期的な労働講座を継続して主催されたい。開催にあたっては、

（2017年10月23日・産業労働部労働雇用課労働環境係）

県下4ヶ所の労政事務所が中心となり、定期的に労働教育講座を開催し勤労者や経営者に対して労働関係法の周知及び法を遵守する指導・教育に努めています。

労働教育講座開催にあたっては県が主催し、国や市町村、商工会議所、経営者協会、労働基準協会等に共催を呼びかけ、共催団体の傘下企業に対して講座への積極的な参加を促進しております。

労働教育講座の内容については、地域の実情、各団体等の講座開催状況や講座内容を確認の上、テーマが重

地域の労働団体・経済団体に呼び掛け、参加を求めるとともに、講座内容の企画への意見も求められたい。	複することのないよう配慮し、相乗効果が得られるよう各団体へ意見を求めるよう努めてまいります。				
	講座名	内容	開催	受講者数（人）	
				H28年度	H27年度
	地区労働フォーラム	労働基準法を基本に労働問題全般について、地域の実情に合わせ、時宜に適った課題をテーマに講習会等を実施	年10回	591	629
	人権啓発講座	人権を尊重し、差別のない明るい職場づくりのため、講演・事例発表等を実施	年7回	645	759
	心の健康づくりフォーラム	健康で安心して働ける環境づくりのため、職場のメンタルヘルスについて講習会等を実施	年4回	291	319
	労務管理改善リーダー研修会	中小企業における労務管理改善リーダーを養成するため、人事・労務管理、人材育成等をテーマとした講義形式や討議形式による講習会を実施	年12回	470	402
新社会人ワーキングセミナー	新社会人として必要な労働関係の基礎知識について、労政事務所職員等が実施校に出向いて講義を実施	随時	3,318	3,171	
(2) ワークルール検定 2013年NPO法人「職場の権利教育ネットワーク」によって開始された「ワークルール検定」は、2014年に労働法学会の会長道幸哲也氏を代表とする一般社団法人「ワークルール検定協会」によって引き継がれ、各地で開催実施されてきました。2020年には、全国47都道府県すべてで実施することを目標にしています。 県の労働行政としてもこの取り組みに協力し、県内で行わ	<p>(2017年10月23日・産業労働部労働雇用課労働環境係)</p> <p>ワークルール検定は、働くときに必要な法律や決まりを身につけられる検定制度と考えています。</p> <p>県では、県下4ヶ所の労政事務所において労働教育講座を開催し、勤労者や経営者に対して労働基準法等の周知及び法を遵守する指導・教育に努めるとともに、高校生・大学生等については、県、労働団体・経済団体で編集した「はたらく若者ハンドブック」を活用した新社会人ワーキングセミナーを通じて、働くときに必要な法律や決まりを身につけられる労働教育を行っております。</p> <p>また、長時間労働や賃金不払い、セクハラ・パワハラといった労働問題については、専門的な知識を有する労働相談員を配置し、労使関係の安定と適正な労働条件の確保に努めております。</p> <p>県としましては、ワークルール検定受験の推奨については、費用負担の問題、他県の状況を踏まえつつ検討して参りたい。</p> <p>○ワークルール検定とは（協会ホームページより抜粋）</p> <p>ワークルール検定は、働くときに必要な法律や決まりを身につけられる検定制度です。ワークルールを知っていれば問題を未然に防止できたり、解決できたりすることもたくさんあります。だれもが安心して働き続けられる職場をつくるために、この検定制度を大いに生かしてください。</p>				

れる際には、労働団体・経済団体。さらには高校・大学にも呼び掛けてワークルール検定受験を推奨されたい。

○新社会人ワーキングセミナー実施状況、テキスト（はたらく若者ハンドブック）配布状況

		高校	短大・専修・大学	その他
労働相談員が講師として学校を訪問し セミナーを実施、テキストも配布	実施校（校）	22	20	10
	受講者数（人）	1,947	940	431
テキストの配布のみ	配布校（校）	56	43	23
	配布冊数（冊）	3,930	1,525	883

○労働相談実績（平成 28 年度実績）

相談内容	件数	相談内容	件数
労働条件（賃金、労働時間等）	702	職場の人間関係・パワーハラスメント	231
勤労者福祉（社保関係等）	130	その他	315
		労働相談合計	1,378

15. 長野県版「非正規労働者処遇改善促進助成金」の創設

有効求人倍率は高くなったものの、正規雇用の求人割合は依然として低迷しており特に長野県ではこの傾向が顕著です。正社員よりもリスクの少ない非正規雇用を重視する企業が多いことを如実に示しております。

東京都では平成 27 年度から非正規労働者の雇用環境整備に取り組む企業を応援するために「東京都非正規労働者処遇改善促進助成金」を創設し本年度から、「東京都中小企業雇用環境整備推進奨励金」に移行しました。

東京都における制度は、各企業が雇用している非正規労働者の

- ①雇用環境整備に係るニーズ調査を行い
- ②処遇制度の整備
- ③教育・研修制度の整備
- ④福利厚生制度の整備を行い
- ⑤整備した制度の社内周知を行った場合に助成金を支給するものです。

長野県が他の地方自治体とは置かれた条件が違うことは承知していますが、制度を創る事により、適正な就業規則を作成し運用することによって、雇用環境の整備改善ができ、雇用の定着と企業の危機管理の充実を図るきっかけを作る事は重要です。

(1)「長野県版非正規労働者処遇改善促進助成金」の創設
非正規労働者の正規雇用化や処遇の改善が求められている情勢を受け、非正規労働者の

(2017 年 10 月 23 日・産業労働部労働雇用課労働環境係)

本県では、仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や非正規社員の処遇改善に取り組む企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証する制度を、平成 27 年 7 月に創設しました。

この「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証のメリットとして、①県中小企業融資制度と日本政策金融公庫国民生活事業融資制度における金利優遇措置による支援、②県のインターンシップ応援補助金における

処遇改善に取り組む姿勢を見せる中小企業等の事業主へ「長野県版非正規労働者処遇改善促進助成金」の創設について検討されたい。

補助金増額による支援、③合同企業説明会における優先参加枠による人材確保支援、④県の入札参加資格審査における加点による支援といったインセンティブを設定しています。

県としては、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証のインセンティブを充実することにより認証企業を拡大し、県内の非正規労働者の処遇改善を図るとともに、中小企業等の事業主への支援を図っております。

なお、国においてはキャリアアップ助成金として、非正規労働者を正規雇用した場合や非正規労働者に正規労働者と共通の諸手当制度を創設した場合に助成金を支給しております。

○「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証のインセンティブ

支援項目	支援内容
中小企業融資制度	△0.2%の金利優遇
日本政策金融公庫融資制度	金利優遇（優遇される金利は融資内容による）
信州でインターンシップ応援補助金	+10,000の補助金増額
合同企業説明会、企業説明会	認証企業10社を優先的に参画
入札参加資格審査	建設7点、物品1点の加点

○キャリアアップ助成金（抜粋）（単位：円）

	中小企業		大企業	
	通常の場合	生産性向上の場合	通常の場合	生産性向上の場合
正社員化コース	570,000	720,000	427,500	540,000
諸手当制度共通化コース	380,000	480,000	285,000	360,000

16. 「長野県の契約に関する条例」の運用実態の周知、市町村その他の地方公共団体への波及と拡大

「長野県の契約に関する条例」が制定施行されて3年が経過しました。主に、この条例の第3条の3及び4に係わる基準を定めるため公開による「長野県契約審議会」を開催し、「長野県の取り組み方針」として多岐にわたる要綱を定め、契約事務が進められてきました。

建築・建設事業においては、この基準が適用になる15の事業すべてで、社会保障経費を確保した上で国土交通省の定めた標準労務費を規範とする賃金の支払いを誓約する企業が落札者となるなど、成果があらわれています。建設・建築事業についての誓約は、社会保険・労災保険制度の特例、建設業法の規定を考慮して検証可能なものとして作られたものです。

この条例は都道府県では最初に制定されたものであり、他県の追随を待たないものとなっています。基礎自治体にはない複雑な会計構造を処理するために、第3条に最小限に明文化した目的達成の取り扱いを「長野県の取り組み方針」として契約審議会で審議することになっています。

そのため契約にあたって心掛けるべき理念のみ定めた理念条例であるとの誤解を県内外から受けているのが現状です。

せっかく労働者の保護につながる施策を決定しても、県内の同業種の労働条件の規範として意識されることが少なく、市町村の行う事業においても考慮されていない現状が報告されています。

長野県建設労働組合連合会が16年6月に行った賃金調査では、働き盛りの25歳から59歳で公共工事に従事すると回答した360人の平均賃金は

<p>14409 円となり、公共工事設計労務単価の 68%にとどまっていると報告されています。全てが県の行った公共工事ではないのかもしれませんが、2 重の単価相場が形成されているとすれば、制度の定着と継続性に危惧を抱かせます。</p>	
<p>(1) 誓約履行の検証、確実な支払いの確保 昨年度、施行された建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する取組について、現場技能労働者の賃金にどの程度反映したかの調査を行い、効果、問題点を検証し、早期に制度化されたい。</p>	<p>(2017 年 10 月 10 日・建設部建設政策課技術管理室入札・契約班) 建設工事における適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式は、昨年度 17 件発注（うち 1 件竣工（H29.8.31 現在））し、今年度も約 40 件の試行を予定しています。 まずは、試行結果を踏まえ、効果、問題点等を整理してまいります。</p>
<p>(2) 「労働条件審査」導入の検討 煩雑化する契約事務に対応するために、長野県社会保険労務士会の提唱する「労働条件審査」の導入を検討されたい。</p>	<p>(2017 年 9 月 22 日・会計局契約検査課契約企画係) 【現状】 ① 県において入札参加資格を付与する際、社会保険加入を要件としています。 ② また、長野県の契約に関する条例に基づく取組方針では、「県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること」を掲げ、取り組んでいます。 具体的な取組としては、 ・ 建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する ・ 庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格又は低入札価格調査制度を導入、拡大する ・ 印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する などを実施しております。 【回答】 県においては、契約条例の理念の実現に向け、労働環境整備の施策を取組方針に掲げ、「庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格又は低入札価格調査制度を導入、拡大する」などの取組を進めているところですが、「労働条件審査」を実施するものはないため、今のところ当該審査の導入予定はございません。</p>
<p>IV. 県内の医療・介護と保育環境の改善・地域包括ケアシステムの構築</p>	
<p>17. 地域包括ケアシステム構築と制度の周知促進</p>	

<p>すでに地域包括ケアシステムの構築に取り組まれています。県内には多くの課題が山積しています。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で、医療や介護、生活支援サポートや関連するサービスを受けられるよう、市町村が中心となって包括的な体制を整備して推進していくものです。市町村それぞれの取り組みに任されていることにより、財政状況等も影響し、高齢者サービス等のあり方に地域間格差の発生が懸念されます。</p>	
<p>(1) 住民に対する周知の徹底</p> <p>住民に対し、日常生活圏域（中学校区単位）および地域包括支援センターの周知、介護支援が必要になった場合の具体的な手続きの周知を強化されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部介護支援課計画係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活圏域ごとに行われている地域包括ケア体制の構築に向けた取組や、地域包括支援センターとその中核的な業務である高齢者の総合相談業務について、行政が広く住民に周知し、理解を得ていくことは、重要と考えております。 ○ こうした周知については、市町村において、広報誌やパンフレット、ホームページにより行われているほか、県としても地域包括支援センターの住民への周知を図るため、設置状況等に関する調査を6ヵ月ごとに行い、その結果を県のホームページに掲載しています。 ○ 介護サービス等が必要な方に円滑に情報提供されるよう、引き続き、こうした取組を進めてまいります。
<p>(2) 市町村の取り組み状況の点検と支援</p> <p>市町村の課題や取り組みの差を確認し、各市町村への支援を強化されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部介護支援課計画係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村の実状に応じた地域包括ケアの体制構築のため、県では実態を把握するための介護保険運営状況調査や地域支援事業に関する実施状況調査を実施し、市町村の課題把握に努めています。また、その結果等を踏まえて、今年度から「中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業」や「24時間在宅ケアサービス推進事業」を実施し、地域包括ケア体制構築に向けた支援をしています。 ○ なお、第7期長野県高齢者プランの策定にあたり、全保険者を訪問し課題や取り組みの把握に努めています。これらを踏まえ、今後も必要な支援を継続的に実施してまいります。
<p>18. 切れ目のない医療を提供する体制の確立</p>	
<p>2025年に向けて「地域包括ケアシステム」の構築を着実に推進するため、介護保険事業（支援）計画と整合をはかりつつ、地域実態に即して切れ目なく必要な医療が提供されるよう、以下の内容に沿って第7次保健医療計画（2018～2022年度）を策定されたい。</p>	
<p>(1) 医療と介護の連携</p> <p>急性期から回復期・慢性期・在宅医療まで、良質で切れ目なく必要な医療が提供されるよう、医療と介護の連携を推進する具体策を盛り込まれたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部医療推進課医療計画係・介護支援課介護支援課計画係)</p> <p>本年3月に策定した長野県地域医療構想において、平成37年度（2025年度）に向け、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとの病床数の必要量と在宅医療等の必要量を推計し、医療と介護の提供体制を一体的に整備していくための施策を定めています。次期保健医療総合計画は、この地域医療構想を踏まえ、これまで3回の計画策定委員会と5つのワーキンググループを3回ずつ開催し、具体的な施策の検討を進めているところです。</p> <p>また、医療と介護の連携については、県と市町村等による協議の場を設置し、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保していくこととしています。</p>

<p>(2) 在宅医療・訪問看護の拡充 地域で必要な医療を受けられない事態を生じさせないよう、病床を確保するとともに、在宅医療や訪問看護を拡充されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部医療推進課医療計画係・介護支援課計画係) 長野県地域医療構想では、平成37年度(2025年度)に必要とされる病床数は、比較的医療ニーズの低い患者は病床ではなく介護施設を含む在宅等で療養すると仮定して、現在の稼働病床数より約1,700床少ない16,839床と推計しています。 一方、介護療養病床の廃止後の移行先として、新たな介護施設の類型である「介護医療院」が創設されましたが、その移行対象の病床数(稼働病床)は平成28年7月現在約1,700床余あることから、介護医療院への転換状況を注視するとともに、住民(患者)が病気の状態に応じた医療・介護が受けられる体制の確保に努めてまいります。 また、地域における在宅医療や介護サービスの充実については、患者が病床以外でも療養生活を継続できる体制の構築を先行して考えていくことが必要であり、県では、第7次保健医療計画において在宅医療や訪問看護の拡充策等について盛り込んでまいりたいと考えています。</p>
<p>(3) 人員体制 安心・安全な医療の提供に必要な医療従事者の人員体制を確保するため、処遇や勤務環境の改善を通じて、現に働く人の定着をはかる具体策を盛り込むこと。また、人材確保の目標値を設定し、進捗に応じて施策を改善されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部医療推進課看護係・医師確保対策室) 医療従事者の確保については、保健医療計画策定委員会及び医療従事者確保・へき地医療・在宅医療ワーキンググループで検討しています。 医師については、医師に関する現状と課題を踏まえて、医師を増やす取組、医師が不足する地域や診療科に対する取組に加え、病院勤務医の働きやすい環境を整備する取組を盛り込むことを議論していただいているところです。勤務環境の改善に向けた取組としては、病院が取り組む勤務環境整備を支援するとともに、結婚・出産・子育てなどのライフステージに応じた就労が可能となるような多様な働き方の導入や院内保育所、24時間病児保育等、女性医師が働き続けることができる取組の普及・啓発を行うとともに、復職に向けた研修の実施などについて、盛り込むこととしてまいります。 看護職員の確保対策としては、「新規養成への支援」「資質向上・離職防止」「再就業促進」を柱とした施策の展開を検討しており、勤務環境改善については医師と同様に病院が取り組む勤務環境への支援を考えております。 また、医師、看護師を含む医療従事者全体の勤務環境改善を支援するため、平成28年2月に設置した長野県医療勤務環境改善支援センターにより、勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対し、アドバイザーによる総合的、専門的な支援を行うことを計画に盛り込むこととしています。 人材確保の目標値としましては、医師については、全県及び二次医療圏毎の人口10万人当たり医師数や長野県ドクターバンク事業による成約医師数、県内の臨床・専門研修医数を設定する予定としています。また、看護職員については、人口10万人当たりの就業看護職員数などを設定する予定としています。 計画策定後は、進捗管理を適切に行いながら、より効率的・効果的な医療従事者の確保・定着が図られるよう、必要に応じ施策の見直しを図ってまいります。</p>

<p>(4) 第7次保健医療計画 第7次保健医療計画の策定にあたり、策定委員会など検討の場に、被保険者、住民、保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）、労働組合を委員に加え、委員構成が医療提供者に過度に偏ることのないようにされたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部医療推進課医療計画係) 第7次保健医療計画の策定のために設置した計画策定委員会やワーキンググループの委員には、医療保険者の代表者や医療を受ける立場の公募委員に参加いただいているところです。 また、10医療圏ごとに設置している地域医療構想調整会議には、医療関係者をはじめ行政、医療保険者、医療を受ける住民等の皆様に参加をいただいているところであり、9月から順次開催している調整会議において計画に対するご意見をいただいているところです。 今後とも、様々なお立場の皆様の意見を十分に聞きながら、丁寧に第7次保健医療計画の策定作業を進めてまいりたいと考えています。</p>
<p>(5) 医療計画中間年の見直し 高齢者が切れ目なく医療と介護を受けられよう、在宅医療や介護との連携にかかわる医療計画中間年の見直し（計画開始3年後）に向けて、計画の進捗状況を定期的に把握・検証されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部医療推進課医療計画係) 医療法の改正により、医療計画の計画期間は介護保険事業計画とサイクルが合うよう6年となり、また、3年ごとに在宅医療の調査等を行い、必要に応じ医療計画を変更することとされました。 保健医療計画の進捗状況については、現行計画において、数値目標の達成状況などを毎年度、確認・評価し、医療審議会に報告・公表しているところであり、第7次保健医療計画においても、毎年度、確認・評価を行う予定としております。</p>
<p>19. 介護福祉士・看護師の確保</p>	
<p>(1) 介護福祉士の人員確保 厚生労働省の発表によれば、2025年には、およそ38万人の介護福祉士不足が予想されている。団塊の世代が75歳を超えることから、更に施設入所の需要が大きくなることが予想される。 現状においても、介護福祉施設においては職員も不足しており、過酷な勤務を強いられている状況にあり、将来の長野県をしっかりと見据えた介護福</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部地域福祉課福祉人材係) ○ 本県においては、介護需要がピークとなる2025年（平成37年）には、約4.6万人の介護職員が必要になると推計しています。 ○ この確保に向けて、消費税増収分を財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用し、多様な人材の「入職促進」、介護職員の「資質向上」、労働環境や処遇の改善による「職場定着（離職防止）」の3つを施策の柱に事業を展開しています。 ○ 労働人口が減少する中、多様な人材に介護の仕事に就いてもらうため、介護の資格取得費用の助成と適性に合った職場とのマッチングを組み合わせた入職促進支援や、将来を担う世代に向け、中学高校への訪問講座や啓発パンフレットの作成・配布等を通じて仕事の魅力とやりがいを伝える福祉職場PR事業を実施しています。また、介護事業所に対する経営専門家の派遣や施設内保育所運営費補助等により労働環境や処遇の改善を図り、職員の職場定着を促進しています。 ○ 今後もこうした取組を推進し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できる社会を支える介護職員の確保を進めてまいります。</p>

<p>社士も入所者も安心できる政策・施策を展開されたい。</p>	
<p>(2) 看護師の人員確保施策の展開</p> <p>看護師不足は医療現場における労働環境の悪化に伴って、経験豊富な人材の確保が困難な状況が発生させています。</p> <p>看護師等の2014年(平成26年)末現在の県内就業者数は28,041人、人口10万人当たりの就業者数では、保健師、助産師、看護師で全国より高い水準(保健師数は全国2位、助産師数は全国3位)を保っているが、今後、高齢化が更に進行する中で、安心して生活するためには医療の充実が欠かせない。</p> <p>全国的に見れば、看護師は団塊の世代が後期高齢者となる2025年(平成37年)には3万人～13万人が不足すると言われていています。看護師は、離職率も高い水準にあり、各医療機関では看護職員の確保に努力をしているが、根本的な解決には至っていない。</p>	
<p>① 「信州保健医療総合計画」や、現在策定が進められている地域医療構想に基づき、看護師等の新規養成数の確保、離職防止・再就業促進などの取組が進められている。県民が安心して医療サービスを受けられるよう、実効性ある取り組みとされたい。</p> <p>② 昨年創設された「看護師等免許保持者届出制度」によるナースセンターへの届出を一層推進し、県内市町村、事業者に対して就業されていない看護師の情報提供等に取り組まれたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部医療推進課看護係)</p> <p>長野県の平成28年末の就業看護職員数は約2万9千人であり、人口10万人当たりで全国25位にあります。就業者数は年間500人程度増加し順調に推移している状況にあります。</p> <p>① 看護職員の養成の取組としては、長野県看護大学、須坂看護専門学校の運営、民間看護師養成所の運営費補助、看護職員修学資金の貸与等を実施しております。</p> <p>離職防止・再就業促進対策としては、医療従事者の働きやすい環境整備を進めるため、医療勤務環境改善支援センター等による相談窓口の設置や医療機関へのアドバイザー派遣を行うとともに、病院内保育所の整備・運営に対する補助などにより医療機関が行う勤務環境の改善を支援しています。</p> <p>② 看護師等免許保持者届出制度については、医師会や看護協会、市町村等を通じた病院・診療所などへの周知を通じた離職者の登録の徹底を図り、届出の促進に努めています。</p> <p>また、市町村等に未就業の看護師の情報を提供するため、ナースバンクにおいて求職の届出と求人側である市町村や事業者の求人登録を促すことにより、求人側と求職者側双方に有用な情報となるよう取り組んでいます。</p>
<p>20. 看護・介護離職の防止</p>	
<p>県は、地域の看護・介護離職の実態について把握し、看護・介護離職が発生しないよう、個別情報の収集体制・支援体制を構築されたい。</p>	<p>(2017年10月23日・産業労働部労働雇用課労働環境係)</p> <p>平成24年の就業構造基本調査によると、平成19年10月～平成24年9月の5年間における、県内の介護・看護を理由とした離職者数は6,600人となっています。</p> <p>県では、職場環境改善促進事業として、アドバイザーが企業訪問を行い、育児・介護休業法の法改正の周知や法令順守の指導、育児や介護による離職防止のための多様な働き方制度の導入・実践を働きかけています。また、多様な働き方制度導入に伴い就業規則の改正が必要な場合は、社会保険労務士等の専門家を派遣する支援を行っています。</p>

長野県の離職状況（H19.10～H24.9の5年間）			
項目	男性	女性	合計
離職者総数	150,600人	184,600人	335,200人
介護・看護を理由とする離職者数 （離職者総数に占める割合）	1,200 (0.8%)	5,400 (2.9%)	6,600 (2.0%)
職場環境改善促進事業実績			
年度	平成27年度	平成28年度	
企業訪問数	2,056社	3,614社	
専門家派遣数	41回	10回	
多様な働き方制度導入企業数	38社	33社	
多様な働き方制度利用者数	253人	494人	
21. 特別養護老人ホームの増設促進			
県は市町村とも協力して、特別養護老人ホームをはじめとする施設介護について、待機状況を掌握し、積極的な増設を進められたい。	<p>（2017年10月10日・健康福祉部介護支援課施設係）</p> <p>○ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設については、市町村が策定する介護保険事業計画を踏まえ、県が3年ごとに策定する介護保険事業支援計画（長野県高齢者プラン）に基づき、計画的に整備を進めており、入所希望者は年々減少しています。（平成29年3月末2,328人）</p> <p>○ 特に入所希望者が多い特別養護老人ホームは、身近な地域で家庭的なサービスを受けることができる地域密着型特養や個室・ユニット型など入所者のプライバシーに配慮した整備を進めているところです。</p> <p>第6期長野県高齢者プラン（H27～H29年度）では、平成26年度末の12,221床から1,421床を整備し、平成29年度末には13,642床とすることとし、必要な予算を計上し支援しています。</p> <p>なお、平成28年度は518床を整備し、平成28年度末で13,021床となり、第6期計画に対する進捗率は95.4%となっています。</p>		
22. 障がい者雇用の促進			
<p>長野県内の企業において障がい者の雇用率は僅かずつ上向いています。今後、実雇用率が2.30%へ段階的に引き上げられる予定です。障がい者雇用に対するさらなる理解と協力が必要です。</p> <p>伊那養護学校の報告では、上伊那地区においても、企業努力が実りここ数年、実雇用率が上昇していました。しかし、平成28年度は0.03ポイント（1.96%→1.93%）減少してしまいました。高等部に在籍する生徒の約半数の生徒が一般企業への就労を希望しており、積極的に職場実習などにも参加していますが、働く場がなかなか確保できない状況にあります。</p>			
(1) 障がい者が積極的に社会参加し、障がい者の雇用がより	<p>（2017年10月10日・健康福祉部障がい者支援課自立支援係）</p> <p>障がい者の企業等への就労を促進するために、「OJT（職場実習）による障がい者の就労促進事業」により、</p>		

<p>多くされるよう、企業の理解と協力を促されたい。</p>	<p>就労を希望する障がい者の企業等における職場実習（体験）の場の拡大とともに職場実習の際の障がい者と企業等に対するサポートや経費の助成を行っているほか、県内各圏域に1か所ずつ設置している「障害者就業・生活支援センター」において、障がい者に対して就業及び就業に伴う日常生活上の問題についての指導、助言等や職場実習のあっせん、職場定着支援等を行うとともに、事業主に対しては障がい者の雇用管理の助言等を行っているところです。</p> <p>また、県教育委員会では、特別支援学校就労コーディネーターを県内に4人配置し、高等部生徒と企業のマッチングや、雇用・実習先としての企業開拓等により、就労に向けた支援を行っています。</p> <p>さらに、障がい者の社会参加や就労促進を図るため、障がい特性を理解し、支援活動を実践する人や企業・団体を県内各地に増やし、県民運動として普及していく「信州あいサポート運動推進事業」を実施し、現在、98団体が「あいサポート企業・団体」として認定され、積極的な障がい者雇用や就労に対する支援、障がい者理解に向けた社内研修等に取り組んでいただいております。</p> <p>今後とも、関係機関と連携し、障がい者の社会参加促進と雇用の拡大に努めてまいります。</p>
<p>23. 地域の実態・ニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業」の整備</p>	
<p>育児・保育等に関わる計画の策定と実行は、都道府県と市町村の双方で行わる。また、計画を立てる際には、これも都道府県と市町村それぞれで設置する「子ども・子育て会議」の意見を聞かなければならない、とされています。</p> <p>現在、子育て中の親は、休日保育や延長保育が実施されていないことで就業をあきらめたり、別の手段で乗り越えたりしているため、保育所入所児の親に一律的にアンケート等を行ってもニーズが出てこない場合がある。独身世代の希望も含め、より詳細な保育ニーズ調査を実施する必要があります。</p> <p>また、地域の実態やニーズを把握するにあたっては、とりわけ、多くの就業者を擁する商業やサービス産業で働く人たちのニーズ（＝土日・祝日等の休日保育や遅い時間帯の就業にも対応する保育等）について漏れなく対処することが必要です。</p> <p>子ども・子育て支援に関する施策や計画的な推進、実施状況について調査・審議する機関の設置については努力義務とされ必須のものとはなっていません。「待機児童0」とされる長野県で、他県の報道を見るにつけ歯がゆさを覚えるのが現状です。</p>	
<p>(1) 保育ニーズの把握・保育体制の整備</p> <p>県は、特に働く女性への支援強化として、就労形態に基づく利用曜日や利用時間の違いによって子どもの処遇に違いが出ることをないよう、各地域の実態やニーズをしっかりと踏まえた上で、休日保育や夜間保</p>	<p>(2017年10月10日・県民文化部こども・家庭課保育係)</p> <p>(1) 休日保育などの各種保育サービスや保育施設の整備については、実施主体である市町村が、それぞれの地域のニーズを把握した上で、必要な保育サービスの提供や整備を実施しており、県では、これらの事業を実施する市町村に対し、運営費・整備費を助成しています。</p> <p>県としては、これらの事業は女性が働きながら子育てをするうえで重要な事業と認識しており、市町村の取組が一層進むよう働き掛けるとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。</p> <p>(2) 企業主導型保育事業については、内閣府が、事業を実施する事業者に対して、事業の整備・運営に係る経費を、直接、助成しています。</p> <p>県としては、多様な就労形態に対応した保育サービスとして重要な事業と認識しており、児童福祉部門と</p>

<p>育、病時・病後児保育および保育施設の整備をはかられたい。</p> <p>(2) 企業主導型保育事業の活用 「企業主導型保育事業助成金」を活用し、企業単独、グループ企業共同で、もしくは工業団地や地域の事業所が共同して保育所を設置するよう、地元産業界、企業と協働して取り組まれたい。</p> <p>(3) 余裕教室の活用による保育所設置 「子ども・子育て支援新制度」で謳われている「余裕教室の徹底活用」について、放課後児童クラブだけでなく、校庭と給食調理場の要件を満たす小学校・中学校における保育所、地域型保育事業の設置を促進されたい。</p>	<p>産業労働部門が連携し、制度の周知に努めてまいります。</p> <p>(3) 公立の保育所及び地域型保育事業の実施主体は市町村であり、県としては、市町村有施設の有効活用による保育サービスの充実について、助言に努めてまいります。</p>
<p>(4) 学童保育の拡充 学童保育の未設置の校区における設置を促進するよう市町村の取り組みを促されたい。 また学童保育の質の改善に向け、運営主体は公立公営、社会福祉協議会、学校法人、社会福祉法人、民間企業を基本とし、地域運営委員会や父母会・保護者会によるものは、可能な</p>	<p>(2017年10月10日・県民文化部次世代サポート課次世代企画係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童クラブの実施主体である市町村からの要望に応じて、施設整備や運営費補助を引き続き行い、未設置の校区への設置を促進します。 ○ 放課後児童クラブの運営主体につきましては、各市町村が直営で運営するほか、市町村が認めた団体に委託して運営が行われています。地域運営委員会や父母会・保護者会もその多くは市町村から委託を受けたものですので、地域の実情に応じ、適切に運営されているものと考えています。運営にあたり、その質の確保を図るため、県では運営費補助や研修（支援員の認定研修、各圏域ごとのスキルアップ研修、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の合同研修）を実施し、支援員等の資質向上を支援しています。 ○ 企業に勤める女性従業員が仕事と子育てを両立し、安心して子どもを預け、働くことのできる環境づくりのために、児童センターや放課後児童クラブの充実が必要であると考えています。県では放課後児童ク

<p>限り移行をすすめられたい。 また、企業が「女性活躍推進法に係る行動計画」を策定、推進するにあたって、「児童センターの閉園時間延長・長期休み期間の開園」を求める労働者が多いことから、改善に向けた方策を進められたい。</p>	<p>ブの運営時間の延長や長期休み期間の対応について、運営費補助金額の加算を講じ、実施主体である市町村の取組を支援しています。</p>
<p>(5) 延長保育料金の引き下げ 男女が平等に家事・育児に参画すべきとの考え方を理解しつつも、現状の社会がその状況には届いていないことからすれば、働く女性の企業内での活躍が期待でき、勤務時間が確保されるため、国に要請されるとともに、県としても方策を検討されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・県民文化部こども・家庭課保育係) 延長保育の利用料については、実施主体である市町村や私立保育所で定めることとなっており、県では、私立保育所の延長保育に要する経費の一部を助成しています。 県としては、延長保育の取組が一層進むよう働きかけるとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。</p>
<p>24. 保育人材の確保・定着に向けた取り組み</p>	
<p>保育士の処遇改善については、現在、国として対応をはかっているが、処遇水準の高い都市部への保育士の流出が問題となっている地域もあると伝えられます。保育士の賃金・労働条件等処遇の改善や保育人材の定着に向けた対策が必要です。 長野県においても地域の実態を把握した上で必要な処遇改善策を講じられたい。</p>	<p>(2017年10月10日・県民文化部こども・家庭課保育係) 県内で働く保育士の増加を図るため、県では、保育士を目指す学生や、復職する保育士に対して、一定の条件のもとでの返還免除型の貸付制度として、昨年度、創設したところです。 また、保育士の処遇については、今年度、全職員に対する2%の改善に加え、技能・経験に応じた改善が実施され、県も費用負担する中で、一部の保育士に月額5千円から4万円程度の加算を行います。 県としては、給与等の更なる処遇改善が一層図られるよう国に要望するとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。</p>

<p>25. 子育て支援の充実（「子ども・子育て支援事業計画」の中間年）</p> <p>2017年度は「子ども・子育て支援事業計画」の中間年にあたる。各自治体においてすでに見直し作業が進んでいるが、次の計画策定も含め、「子ども・子育て会議」を軸に、地域における実態やニーズを適切に把握した上で、地域の実情を踏まえた対策を策定し実行していくことが必要です。</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく基本指針の主旨「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」の「3 子どもに関する理念と子ども・子育て支援の意義」の項に、「全ての家庭および子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量共に充実させることが必要」とあります。</p>	
<p>(1) 「子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直し</p> <p>県は、市町村と協働して「子ども・子育て支援事業計画」の中間年での見直しにあたって、さらなるニーズ調査等を実施し「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の主旨に沿って必要な支援の量的拡大と質的改善を進められたい。</p>	<p>(2017年10月10日・県民文化部こども・家庭課保育係)</p> <p>子ども・子育て支援事業計画については、認定を受けた区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うために計画の見直しが必要となるので、市町村は、認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされています。</p> <p>このため、内閣府は「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」を発出しており、これにより、市町村において潜在的な保育ニーズを十分に把握した上、適切な見直し作業が進むよう、引き続き助言してまいります。</p>
<p>V. 地域開発と交通・住宅</p>	
<p>26. リニア中央新幹線・三遠南信自動車道の開通を契機とする地域開発</p> <p>南信地域では、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道開通による移動時間の飛躍的な短縮により、社会や交流人口の拡大、産業振興や暮らしの向上に対して大きな期待をしています。</p> <p>リニア新幹線の飯田駅の利用に関して、近隣県からは山を越えてまでの利用は無いと思われ、リニアの乗降客については伊那谷中心と考えられます。リニア新幹線の飯田駅周辺では、バスや、自家用車の利用を考えての整備を行っているところです。</p> <p>リニアをどの様に活用していくかは、県の役割が重要です。</p>	
<p>(1) 国・県・市町村、交通事業者等が一体となった事業</p> <p>リニア新幹線の駅は、長野県内では飯田市となりましたが、長野県の顔としての位置づけが無く、国・県・市町村、交通事業者等が一体となって事業</p>	<p>(2017年10月10日・建設部リニア整備推進局)</p> <p>リニア中央新幹線は、長野県と関東・中部・近畿圏の交流、連携の強化や産業の活性化への効果に加え、地域振興にも大きく寄与するものと認識しています。</p> <p>(1) について</p> <p>県では、リニア開業を見据えた地域づくりの指針として、平成26年3月に「リニア活用基本構想」を策定しました。同構想では、リニア長野県駅を「新たな長野県の南の玄関口」として位置づけるとともに、飯田市において検討が進められているリニア駅周辺整備においても、信州・伊那谷らしさを考慮する中で精力的に検</p>

<p>を推進できるよう、県としての継続した支援を行われたい。</p> <p>(2) 東海・名古屋圏と結ぶ付ける経済圏の構築</p> <p>三遠南信道の開通を含めて、伊那谷を東海・名古屋圏と結ぶ付ける経済圏として開発し、10年後を見据えた街づくりや産業振興、観光の開拓などはこれからも継続的な課題として、南信の問題ではなく、県の具体的戦略を掲げ、取り組まれない。</p>	<p>討が進められているところです。</p> <p>県としては、「リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議」など各種会議の場を通じて国、市町村といった行政間の連携はもとより、地元経済団体や交通事業者をはじめとする民間との連携も十分に図りながら、引き続き積極的に検討へ関与してまいります。</p> <p>(2) について</p> <p>(さらに) リニア中央新幹線は、その超高速性に伴う時間短縮効果から、日本の三大都市圏が一体となったスーパーメガリージョンの形成が各分野から指摘されており、その巨大経済圏・生活圏の中に長野県も包含されることとなります。また、三遠南信道の開通は物流面で多大な恩恵がもたらされることが期待されています。</p> <p>これらが長野県に与えるインパクトは、非常に大きなものであると考えられることから、この整備効果が伊那谷地域のみならず長野県全体に波及するよう、ご提言いただいた課題に十分に配慮しながら引き続き検討を進め、新5か年計画へも位置付けて取り組んでまいります。</p>
<p>27. 買い物難民等、交通弱者への対策</p>	
<p>経済産業省によると買い物難民とは「最寄りの食料品店まで500m以上離れ、車の運転免許を持たない人」と定義されており、2014年の推計値は全国で700万人にのぼっている。人口減少と高齢化の進展に伴い、買い物難民数は2010年に比して100万人増加する状況となっており、現在では過疎地に限らず地方の中心市街地でも買い物難民が問題化しています。</p> <p>長野県内では、高齢化と過疎化により病院治療を受けるための移動手段のない交通弱者も存在しています。すでに買い物難民や高齢者の見守り等の対策をとっている市町村も存在しますが、まだまだ不十分な状況にあります。</p>	
<p>(1) 県は、今一度地域の交通弱者の状況を把握し問題点を明らかにするとともに住民のニーズを検証した上で、必要な移動手段の確立、移動販売や宅配、商業施設の開設・運営等に関連するNPOや民間企業等への支援等、必要な対策を市町村と連携して講じられたい。</p>	<p>(2017年10月23日・企画振興部交通政策課交通企画係)</p> <p>県民の暮らしを確保するため、県では広域的・幹線的なバス路線に対し、赤字分に対する補助や「県有民営方式」といった形での支援をしております。</p> <p>一方で、市町村では、コミュニティバスやデマンド交通の運行などにより、また自家用有償運送制度なども活用し、地域の実情に応じた地域住民の買い物や病院への「足」を確保しているところでございます。</p> <p>今後は更に市町村等と連携し、地域公共交通を維持・確保してまいります。</p> <p>(2017年10月23日・産業労働部創業・サービス産業振興室)</p> <p>買物弱者対策の問題は、買物の場所を提供するという商店主側からの課題のほかに、高齢福祉施策、地域振興施策、公共交通問題など多岐にわたる分野の課題が関係する複合的な問題です。</p> <p>産業労働部では、県内において小売業者等が実施している買物環境向上支援事業（移動販売、宅配、買物代</p>

	<p>行など)に関する情報をホームページで公表することにより、地域の事業者等が新たに取組む際の参考としていただいております。</p> <p>掲載情報については、市町村から紹介のあった事業者や新聞記事等で掲載された事業者等の情報も適宜追加しており、平成29年9月末現在で114事業者の事業・サービスについて掲載しています。</p> <p>引き続きこうした情報提供の継続と事業を実施する際の融資制度の紹介により、消費者の利用促進や事業者の新たな事業展開を支援してまいります。</p>
<h2>28. 通勤通学路の改善</h2>	
<p>(1) 通学路の改良・整備</p> <p>全国で通学途中の児童が自動車事故に巻き込まれる事例が継続して発生しています。中山間地の道路では児童が安全に歩行できる路肩等スペースのない道路も多くあり、県道等県が主管する道路において、児童が安全に通学できる道路整備、カーブミラーの整備等を進められたい。</p>	<p>(2017年10月10日・建設部道路管理課安全防災係)</p> <p>通学路における安全対策については、平成24年に、全国各地で、通学中の児童が関係する交通事故が発生したことから、関係機関と合同で、通学路の緊急合同点検を実施しました。</p> <p>その点検結果に基づき、県管理道路における対策必要箇所について、カーブミラーや路肩部カラー舗装、安全ポストの設置といった早期に効果の発現が見込まれる小規模な対策や、歩道整備を実施しております。</p> <p>引き続き、地域の皆さんや学校をはじめ、関係機関とも連携を図りながら、計画的に必要な対策を進めてまいります。</p>
<p>(2) 交差点改良の促進</p> <p>また、交差点によっては、右折車両が直進車を待機することなどから慢性的な渋滞を引き起こしている箇所が多く見受けられる。安全面、環境面からも公安委員会と連携いただき、適切な改善を進められたい。</p>	<p>(2017年10月10日・建設部道路管理課安全防災係)</p> <p>交差点改良については、個所毎に、交通量や渋滞の発生状況、安全確保などの観点から、警察や市町村、関係機関と連携、調整を図りながら、優先順位の高い箇所から順次進めてまいります。</p>
<h2>29. 「信州健康エコ住宅助成金」の周知と利用の促進</h2>	
<p>昨年、新築住宅に対する長野県の制度として「ふるさと信州・環の住まい助成金」に代わり、内容新たにスタートした「信州健康エコ住宅助成金」は、初年度、県内に本社を置く33事業者で156件の利用があり、平均して事業者当たり5件の申請があったこととなります。助成額で見ると、基</p>	

<p>本基準額 30 万円のみ申請が 11 件なのに対して、40 万円（44 件）～50 万円（86 件）の申請が比較的多く、選択基準の利用項目では、「県産材利用」が最も多く 121 件、次いで「ふるさと信州・環の住まい認定住宅」が 88 件でした。</p> <p>県産材の利用促進という点では一定の評価ができる一方で、特定の事業者利用が集中している現在の状況は改善する必要があり、より広く県民に活用してもらうためにも申請をサポートする事業者の理解と活用意欲の向上が必要です。</p>	
<p>(1) 「信州健康エコ住宅助成金」 1 事業者当たりの申請件数の上限設定、事業者向けの実務的な申請方法等の講習会の開催など、今まで利用したことのない事業者でも活用できる、地場工務店にも利用を拡大する対策を講じられたい。</p>	<p>(2017 年 10 月 10 日・建設部建築住宅課企画係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信州健康エコ住宅助成金の要件のうち、特に省エネルギー基準への適合については、2020 年の適合義務化に向けて、無理なく達成できる体制整備のためにも、県内事業者に広く活用していただくことが必要と考えております。 ○ これまでも、事業実施に先立って、地場工務店を含めた事業者に向けての、制度概要や申請方法に関する説明会を実施してきたところです。 ○ なお、現状では、予算の不足により早期に申請をお断りしている状況ではないため、申請件数の上限は設定せず、申請方法等の実務的な講習会の開催により、地場工務店の利用拡大を図ってまいります。 ○ 講習会の開催要望等に対しては、担当職員の派遣等により随時対応してまいりますので、会員への一層の周知等、地場工務店の利用拡大に御協力をお願いします。
<p>(2) 地元事業者対象助成の新設 県が実施している「信州健康エコ住宅助成金」、「信州型住宅リフォーム助成金」は、ともに助成対象は建築主です。 申請書類の作成等には事業者も少なからず協力しています。大手事業者 비해特に小零細な地場の大工・工務店にはその事務負担も重いことから、利用者の底辺拡大のためにもこれら小零細な地元事業者を対象とする何らかの助成制度を検討されたい。</p>	<p>(2017 年 10 月 10 日・建設部建築住宅課企画係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 両助成金においては、その活用や申請書類の作成について事業者にご協力いただき、また、多くの事業者にご利用いただくことで、地元事業者の技術力向上と、良質な住宅ストックが形成されるものと考えております。 ○ このため、制度の周知や小規模な事業者にも利用しやすい環境づくりは重要と考えており、これまでも、事業実施に先立って、地場工務店を含めた事業者に向けて、制度概要や申請方法に関する説明会を実施してきたところです。 ○ 今後も、申請書類の簡素化を検討していくとともに、分かりやすい申請方法や書類作成等に関する講習会の開催により、地元事業者の支援を実施してまいります。 ○ 講習会の開催要望等に対しては、担当職員の派遣等により随時対応してまいりますので、会員への一層の周知等、地元事業者の利用拡大に御協力をお願いします。
<p>3 0 . 公共交通の利用促進と新たな「総合交通計画」の策定</p>	
<p>公共交通を取り巻く環境は、モータリゼーションの進展により自家用車の普及や少子高齢化が進み、利用者の減少により、県内の鉄道やバスは不採算路線からの撤退が相次ぎ、地域公共交通の維持確保は極めて重要な課題となっています。</p>	

県内の鉄道においては、平成 27 年度の利用者数は 7,181 万人でピーク時の昭和 40 年、1 億 2,332 万人の約 58%となっており、平成 14 年（2002 年）には長野電鉄木島線（12.9km14.4.1）、さらに平成 24 年（2012 年）には長野電鉄屋代線（24.4km、24.4.1）に廃止され、全国では 39 路線 771.1 kmが廃止されています。

県内のバスにおいては平成 27 年度の利用者数は 2,137 万人で、ピーク時昭和 41 年、1 億 7,761 万人の約 12%、9 割減となっています。

国が策定した交通政策基本法では、交通に関する施策の基本理念を定め、国や地方公共団体、民間事業者、国民等の関係者の責務や役割を明らかにするとともに、国が今後、長期的な観点から取り組むべき交通政策について、例えば「日常生活等に必要な交通手段の確保」、「国際競争力の強化」、「大規模災害への対応」など、具体的な施策の方向性を示し、さらに政府に対し、交通政策基本計画の閣議決定及び国会に対する同計画の報告を義務付けています。

国土交通省が現在進めている「交通政策基本計画」では、「基本的方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」において、目標の一つに「交通を担う人材を確保し、育てる」が掲げられており、持続可能な交通サービスの運行と安全確保に資するため、「交通事業の担い手を確保・育成し、交通ネットワーク確保と良質なサービス提供の環境を整えるとともに、特に地方において安定した雇用を創出する。」とされています。

(1) 「交通政策基本条例」

県においても「総合交通計画」を策定し、計画の進捗状況を県議会に報告するとともに、モビリティ・マネジメントや利用促進を推進に関わる施策を明記した「交通政策基本条例」を策定し、利用促進を県民全体の運動とされたい。

(2017 年 10 月 23 日・企画振興部交通政策課交通企画係)

県では、市町村や交通事業者など、県民の皆さまの意見をお聞きしながら交通施策の指針となる「長野県新総合交通ビジョン」を平成 25 年に策定しました。

このビジョンでは、「長野県が目指す交通の将来像」として「長寿社会の確かな暮らしを支える地域交通の確保」など 3 本の柱を掲げ、それらの実現に向けて、県、市町村、交通事業者、県民による連携・協働などそれぞれの役割、県の施策の方向を示しています。

それらを踏まえ、個別の施策を行ってまいります。

(2) 「新中期 5 年計画」に反映

県は今年度から新たに地域交通を確保するための検討会が、「生活交通部会」と「観光交通部会」の 2 つの部会が設置され、福祉や地域づくりなど幅広い視点を取り入れ検討を始めています。この検討会でまとめられた施策を新たに作成される中期 5 年計画に反映されたい。

(2017 年 10 月 23 日・企画振興部交通政策課交通企画係)

県では、ご指摘のとおり、幅広い視点を取り入れた検討会を立ち上げ、9 月までに併せて 5 回の会議を開催いたしました。このうち、持続可能な公共交通の確保に向けて、生活交通部会を 3 回開催し、この中では、

- ・地域振興局など生活圏単位での広域的な調整
 - ・ICT、IoT、自動運転など新しい技術の活用の促進
 - ・従来の交通事業者以外にも含めた関係者間のヨコの連携
- などの観点で取り組んでいくことを詩論しております。

こういった視点については、現在策定を進めている新 5 年計画に反映させてまいりたいと考えております。

<p>(3) 県単独の予算の確保 長野県においても公共交通維持に関わる、県単独の予算の確保をされたい。</p>	<p>(2017年10月23日・企画振興部交通政策課交通企画係) 県においては、公共交通の確保のため、様々な事業を行っております。その中には、幹線バス系統の赤字補助や車両購入費補助、鉄道の安全対策や駅のバリアフリー化の事業など国と協調して行っているものや、地域交通バستمックス事業など、県が独自に施策を講じているものなどがあります。 これらに係る平成29年度予算額は7億4千万円余となっており、今後とも予算の確保に努めてまいります。</p>
<p>(4) 人材育成・担い手の確保 今後迎える超高齢化社会では、交通弱者数が大きく増加されることが予想されている中、交通を担う人材の不足は深刻な現状であるため、人材育成・担い手の確保を国に対してより一層働きかけるようご尽力いただくとともに、全国に先駆けて高齢化が進行している長野県としても、安心、安全に生活する観点からも検討いただきたい。</p>	<p>(2017年10月23日・企画振興部交通政策課交通企画係) 運転者不足の問題は、観光誘客をはじめ県民生活や経済活動に影響を及ぼしかねない問題と認識しております。 県では、二種免許取得に要する経費について、県バス協会を通じて事業者に対し補助しているほか、国においては、労働者に職業訓練を行った事業主に経費を助成する「人材開発支援助成金」を設け、その活用も可能となっています。 また、国交省北陸信越運輸局において、バス事業者、行政機関等で構成する「北陸信越バス運転者確保対策会議」が設置され、運転者の確保に向けた検討がなされています。 県としましては、運転者の確保について、国の動向を注視しながら、引き続き関係機関と連携し、効果的な支援を行ってまいります。</p>
<p>3 1. 県内のJRバス路線の現状、県や市町村とJRバス事業者とが一体となった取り組み</p>	
<p>JRバス関東中央道支店(伊那市)では、所定人数(39名)より6名少ない体制で運営されています。休日出勤も当たり前のように行なわれ、1ヶ月の休日数も4日程度になっている労働者も珍しくありません。何故このような実態でも我慢して勤務を続けているかと言えば、仕事を手放すのは簡単だが一度手放した仕事はなかなか取り戻すことができないからです。 労使が認識を一致させて上で一定の業務量を確保していますが、新規採用者が思うように獲得できない中で慢性的な要員不足に陥っています。中央道支店だけでなく小諸支店(小諸市)でも要員不足の実態があり、JRバス関東だけにとどまらずバス業界全体が人手不足です。 2,016年1月15日に発生した軽井沢のスキーツアーバス事故に代表されるように多くの人命を預かる仕事であり、 ① 会社で大型二種免許取得の支援をしても、それに見合った賃金体系ではない。 ② 人手が足りず基本的に休日が少なく、常に疲労している。 ③ 事故が起きるたびにバス業界全体の印象が悪くなり、希望者が少なくなる。 負のスパイラルに陥っているのがバス職場の実態ですが、バスは地域に非常に密着しています。 これからの少子高齢化社会、そして4人に1人が65歳以上という社会において、自動車の自動運転化も進むと予想されますが、自動車を所持で</p>	

<p>きない高齢者にとってバス路線は絶対に無くしてはならない地域の足であり、二次交通という視点においても、JRが補えない地域の隅々までのレールの部分を県内事業者とともにバスが担っています。大型二種の免許を取得する人が増えること、そしてバスの運転士が増えることが必要です。</p>	
<p>(1) 県や市町村とJRバス事業者とが一体となって、バスが担う部分を残すために取り組み、県内公共交通機関、タクシー、鉄道と同様に既存のJRバス路線の維持に取り組みを進められたい。</p>	<p>(2017年10月23日・企画振興部交通政策課交通企画係)</p> <p>運転手確保につきましては、先ほど(2(4))のとおり関係機関と連携し支援を行っています。</p> <p>また、市町村をまたぐ幹線系、市町村内のフィーダー系のバスについては、地域の足として欠かすことのできない重要なものであると認識しており、市町村とともに運行経費の赤字分の補助や路線の運行に必要なバス車両の導入などの補助を行ってきたところです。</p> <p>今後とも、バス事業者や市町村とも連携し、地域の足であるバス路線の維持・確保を図ってまいります。</p>
<p>3.2. 安易なライドシェア導入</p> <p>政府は、「シェアリングエコノミー検討会議」を設置し中間報告をまとめ、そして「規制改革推進会議」でも、「需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備について」をテーマに、一般のドライバーが料金をとって自家用車で利用客を送迎するいわゆるライドシェアの導入に向けた議論を進めていますが、導入に向けては大きな問題があります。</p> <p>ライドシェアは、道路運送法で禁止されてきた「白タク」を合法化するものであり、</p> <p>① 旅客運送契約として自動車を運転する場合に必要な二種免許や、国家資格である安全輸送の責任者として自動車運送事業者の選任を受けた運行管理も不要とされることから、利用者の安全・安心が脅かされること、</p> <p>② これまで行われた交通産業の規制緩和の実態が証明しているように、地域公共交通を弱体化し、既存のバス・タクシー事業を崩壊させること、</p> <p>③ 公共交通ではないことから、需給状況によっては運賃が変動すること、</p> <p>④ 24時間稼働の保証がなく、夜間の利用で特に女性・高齢者は利用しづらくなること、</p> <p>⑤ 事業主体（プラットフォーム）は一切運送に関する責任は持たず当事者間での解決となること</p> <p>など多くの問題点があります。</p>	
<p>(1) 以上のことから、慎重に検討され、安易な導入はしないこととされたい。</p>	<p>(2017年10月23日・企画振興部交通政策課交通企画係)</p> <p>いわゆる「ライドシェア」については、過疎地域などにおける従来のバス・タクシーなどの補完による日常生活の足の確保や、経済面・環境面での効果が考えられる反面、運送中の安全性確保や事故時の対応、料金に関する利用者の保護及び交通事業者への影響が懸念されることです。</p> <p>県としましては、地域公共交通の状況や関係者からの意見を収集しつつ、国の動向も注視してまいります。</p>
<p>VI. 学校、義務教育</p>	
<p>3.3. 義務教育機関における学校図書館司書の配置の促進</p>	
<p>2015年4月1日、「学校図書館法」の一部改正により第六条が新</p>	<p>(2017年9月20日・教育委員会事務局義務教育課管理係)</p> <p>○ 学校司書については、学校図書館法第7条に「学校の設置者はこの法律の目的が十分に達成されるように</p>

<p>設され「専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置付け、学校に置くようにつとめること」「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上をはかるために、研修などの実施に努めること」と学校司書が法的に位置づけられた。学校教育は児童生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探究学習、読書などの活動を通じて、子どもたちのゆたかな人間性を培うことが求められている。</p> <p>このような教育の実践に、学校図書館の活用は欠かせないものであり、そこには図書資料の充実ばかりではなく、人の配置が重要。現在、第3次長野県子ども読書活動推進計画に基づき取組も進められています。</p> <p>今後の、学校司書への適正な人的配置を図りたい。</p>	<p>その設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない」とされており、国から市町村に地方交付税措置されていることから、市町村が配置しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校司書は、平成29年5月現在、小学校291校、中学校127校、義務教育学校全校に配置されています。(義務教育課調べ) ○ 学校司書は、読書指導および図書館活用指導において、教科担任と連携し、大切な役割を果たすことから、法令の趣旨にのっとり、配置を充実するよう市町村へ働きかけてまいります。
<p>34. 新・教職員定数改善計画の策定と早期実施</p>	
<p>2010年(平成22年)に、中央教育審議会初等中等教育分科会の「今後の学級編制及び教職員定数の改善について(提言)」を踏まえ、新・教職員定数改善計画(案)を策定(H22.8.27 発表)しましたが、財政状況が厳しいなどの理由から、実施は見送られています。</p> <p>しかし、現代の教員には、学習指導のみならず、規範意識や規律、道徳性・社会性の涵養など、子どもの人格的成長に関して大きな役割を果たすことが求められており、学習指導と並んで生徒指導が教員の重要な職務となっています。</p> <p>社会環境の変化を背景に、生徒指導面の課題も大きくなっていること、様々な障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒など、特別な支援を必要とする児童生徒が顕著な増加傾向にあり、学校が直面する諸課題は、近年著しく複雑化・多様化しています。</p> <p>現在の小学校、中学校教育現場を見ていると、担当する教員によって子供の成長が大きく左右されると感じる。子供にとっては一番大きく成長する時期に、しっかりと子どもと向き合う時間を確保していくためには、教員の高いモチベーションを維持向上することが必須です。現在は、平均で</p>	

<p>過労死レベルの残業があることがマスコミ等で報じられていますが、適正な人員確保や充実した研修などにより、子供達の成長の大きな手助けとなることを期待されます。</p>	
<p>(1) 新・教職員定数改善計画の策定</p> <p>長野県は全国に先駆けて30人規模学級に取り組んできましたが、文部科学省、財務省にも働きかけ、時代に合った新・教職員定数改善計画の策定に長野県としても一層尽力いただきたい。</p>	<p>(2017年9月20日・教育委員会事務局義務教育課管理係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長野県では、信州少人数教育推進事業により、小中学校の全学年で30人規模学級等を実施しています。これにより、個々の児童生徒とのコミュニケーションが密になり、いじめや暴力行為の発生件数の減少、中学校の不登校生徒の減少等とともに、学力も徐々に向上しています。また、保護者からも「様々なことに丁寧に対応してもらいたい」などとの声をいただいています。 ○ 教職員定数の改善にかかわっては、長野県教育委員会では平成29年5月の文部科学大臣への要望において、「少人数学級の推進や不登校児童生徒への支援、統合校や小規模校への支援等、多様な教育課題への対応のための教員配置が可能となるよう教職員定数の改善を図ること。また、小学校2学年以降の35人以下学級実施のため、学級編制標準の法改正による見直しを引き続き行うこと。」などを要望しています。今後も、様々な機会を通して国に対し働きかけて参ります。
<p>(2) 学校の教職員体制及びそれをサポートする体制</p> <p>2014年に策定した「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策」が実効性あるものとなるよう、学校の教職員体制及びそれをサポートする体制により一層の充実を図りたい。</p>	<p>(2017年9月20日・教育委員会事務局義務教育課管理係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育委員会では、「総合的な方策」を策定し、各学校に対して、教職員の勤務時間の把握や時間外勤務の原因分析を行い、業務改善計画を策定して、時間外勤務時間を毎年10%程度の縮減を目指すよう求めてきました。 ○ 年度当初の教職員の1ヵ月一人当たりの時間外勤務時間の県平均は、27年度に前年度比7.5%縮減となり、一定の成果が見られましたが、その後、縮減が進まず、まだまだ不十分と認識しています。 ○ 今年度は、一層実効性のあるものとなるよう「学校現場における業務改善加速事業」を立ち上げました。その中で長野県小中学校業務改善推進協議会を組織し、これまでの各校における業務改善の現状と課題を明らかにして、新たな業務改善ポリシーの策定、また、部活動指導の負担軽減や統合型校務支援システム導入について検討しています ○ 国においても教職員体制およびサポート体制の充実は、業務改善の方策の一つとして検討しているところであり、今後、国の動向を注視してまいります。
<p>Ⅶ. エネルギー・農業、林業、消費者</p>	
<p>35. 省エネルギー取り組みへの県の支援</p>	
<p>環境問題に関心が集まっている中、第一種・第二種エネルギー管理指定工場では原単位でのエネルギー削減が求められています。</p>	
<p>(1) 省エネに関する補助金制度もありますが、各産業、品質面等でのコストも増大している</p>	<p>(2017年9月22日・環境部環境エネルギー課温暖化対策係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県では現在、地球温暖化対策と環境エネルギー政策を統合した計画である「長野県環境エネルギー戦略」に基づき、「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」ことを基本目標に取組を進めているところ

<p>ため、産業振興の観点からも県からの補助金制度等の拡充を検討されたい。</p>	<p>ろです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギーの推進に係る施策のうち、特に、事業者活動における温室効果ガスの排出抑制については、長野県地球温暖化対策条例の「事業活動温暖化対策計画書制度」に基づき、平成26年度から産業・業務部門等の一定規模以上の事業者在省エネルギーの計画と実績報告の提出を義務付け、平成28年度末現在、287事業者（産業・業務部門全体の約半分の温室効果ガス排出量を占める。）に取り組んでいただいているところです。 ○ その結果、当該計画書制度の非対象事業者に対して、対象事業者の方が温室効果ガス排出量の削減が進んでおり、取組の成果が徐々に表れてきているところです。 ○ 現在省エネ改修等に係る支援制度については、国において機器導入や技術開発に対する補助、税制、貸付等幅広い分野に支援している状況であり、県といたしましては、計画書制度に基づく立入調査や事業者からの相談等の機会に国の支援制度を紹介するなどし、制度の周知を行い活用の促進を図ることで省エネ改修が進むよう取り組んでいるところです。 ○ 今後も引き続き国の補助制度について機会を捉えて周知していくとともに、計画書制度の対象とならない中小規模事業者の省エネルギーへの取組が進むための施策を検討してまいります。
<p>36. 再生可能資源である木質バイオマス・水力利用の促進</p>	
<p>現在、県内においても、再生可能エネルギーの利用が推進され、特に太陽光発電設備については、急速に普及している状況であると認識しています。長野県の面積・森林率79%を考えると、木質バイオマスの利用促進は、低炭素社会の実現に貢献するばかりでなく、森林の適正な管理にもつながります。</p> <p>長野県は、急峻な地形と豊富な水量を誇る全国有数の水力発電に適した県であると考えますが、水利権等の関係等もあり、なかなか実用化が図れないのが現状です。</p>	
<p>(1) エネルギーの地産地消により、財貨の流出に少しでも歯止めをかけられるよう、更なる促進事業を検討されたい。</p>	<p>(2017年9月22日・環境エネルギー課新エネルギー推進係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長野県では、「長野県環境エネルギー戦略」に基づき、エネルギー自給率を向上させ地域の自立を図る「エネルギー自立地域」の実現を目指して、地域主導の自然エネルギーの普及拡大を推進しています。 ○ この戦略の下、これまで、自然エネルギー事業をけん引する人材を育成したほか、自然エネルギーによる発電や熱利用の事業化など、地域の担い手による地域主導型の取組を支援してきました。 ○ こうした県の施策や、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度等により、県内の自然エネルギー発電は太陽光発電を中心に増加しましたが、高いポテンシャルを有するといわれる小水力や木質バイオマスの導入量は十分ではなく、熱利用も普及が進んでいない状況にあります。 ○ このため、現在進めている「長野県環境エネルギー戦略」の中間見直しの中で、こうした現状、これまでの取組の中で得られた課題を踏まえながら、自然エネルギーのさらなる普及拡大に向けた施策を検討してまいります。

37. 地産地消の推進とさらなる食育の充実

食育と地産地消の推進に向け、学校給食や公共・福祉施設における地場産の利用促進を図るため、具体的な実践方策が計画・実施されています。とりわけ、学校給食への県産農産物利用割合は2016年度の年間平均で45.7%となり、前年度を1.4ポイント増加するなど確実に成果が出ています。今後ともこの傾向を維持・発展させていくために、次のことを要請します。

<p>(1) 公共・福祉施設における地場産の利用促進を進められたい。</p>	<p>(2017年10月10日・農政部農業政策課農産物マーケティング室農業ビジネス係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食育と地産地消の推進については、JAグループ、信濃毎日新聞社、八十二銀行、県で構成する「おいしい信州ふーど(風土)」を食べよう！育てよう！地産地消キャンペーン推進委員会」が、協賛企業(平成29年9月現在33社)と連携し、様々なイベントでの広報活動を積極的に展開するなど、県民への浸透に努めています。 ○ また、地域ごとに特色ある農畜産物について地域の多様な人々が連携し、「地域ぐるみ」で共有・発信する取組を促進するため、栽培の歴史やおいしさの理由、地域の文化を背景とした生産者の思いやこだわりなどを取りまとめた「物語」づくりを進め、地域の農産物直売所や、ホテル・旅館等で積極的に活用いただき、消費者に対する情報発信の充実を図っております。 ○ さらに、ホテル・旅館等で活用する農畜産物を県外産から県内産へ「置き換え」を進める「食の“地消地産”」の取組を進めるため、品目別に生産振興を進めている協議会について相互連携を行う「連絡会」を組織し、信州デスティネーションキャンペーンを契機として「信州の山ごはん&地酒」と銘打った県産食材を活用したメニューづくりを進めるなど、品目セットでの利活用の促進を図っています。 ○ 今後も、地域の農畜産物に対する理解を深めていただき、公共・福祉施設においても、地場産品の利活用を促進していただけるよう、引続きこれらの取組を効果的に進めてまいります。
<p>(2) 学校給食へ地場産品の活用を働きかけ、長野県らしい食育の充実を図られたい。</p>	<p>(2017年10月10日・農政部農業政策課農産物マーケティング室農業ビジネス係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食における県産農畜産物の利用を高めるため、地産地消キャラクター「匂ちゃん」の学校訪問により、児童生徒とともに地産地消を学び、地域の農産物や食に対する理解を深める取組を進めています。 ○ また、教育委員会が実施する栄養士を対象とした研修会の開催に協力し、県産農産物への理解の醸成に努めており、特に、県産鶏卵の活用についてはJAグループや学校給食会等とプロジェクトを組み、県外産の鶏卵を原料とした凍結液卵から、県産原料を用いた凍結液卵への「置換え」を進めています。 <p>これらの取組により、学校給食における県産農産物の利用割合は、2016年度年間平均で45.7%となり、学校現場における地産地消の重要性の理解が進んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も、学校の栄養教諭との連携による、学校給食での県産農畜産物の積極的な活用、郷土料理や食文化に触れる体験などを通じた食育について、引続きこれらの取組を効果的に支援してまいります。
<p>(3) 学校での食育に携わる管理栄養士や教員のさらなるスキル</p>	<p>(2017年9月20日・教育委員会事務局保健厚生課学校給食係)</p>

<p>アップを図り、食育を充実化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食に地場産物を活用することは、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる人々の努力や食への感謝の念を育むなど、食育に大きな効果が期待できます。 ○ 県教育委員会としては、引き続き県農政部と連携して、学校給食における県産農産物の利用促進に取り組むとともに、学校給食で地場産物を活用する意義等を、食育推進の立場からさらに啓発していきたいと考えています。 ○ 栄養教諭や学校栄養職員の資質向上のため研修会を実施するとともに、学校教育活動全体で食育の推進に取り組む体制整備を進め、各学校が自ら作成する「食に関する指導の全体計画」に基づき、組織的かつ継続的、体系的な指導を実現するよう働きかけてまいります。 <p>〈実施内容例〉</p> <p>研修会の実施（初任者：年間を通じ計画的に実施、経験者：3日程度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育の進め方、食に関する指導の年間計画、地場産物の活用、家庭・地域と連携した食育、等 全栄養教諭・学校栄養職員を集めての研究協議会（10、11月頃） ・食の指導に関して講演、実践発表 ・食育と特に関係の深い「家庭科」、「保健体育」、「特別活動Ⅰ」、「特別活動Ⅱ」の4分科会に分かれ、助言者を交えて実践発表及び研究協議 等 <p>地場産物を活用した献立コンクールや調理講習会（共催、後援）</p> <p>〔主催：（公財）長野県学校給食会〕</p> <p>全国学校給食週間（1/24～30）に合わせた「学校給食フェア」の開催</p>
---------------------------	--

38. 林業事業体の育成、労働力確保及び市町村林務担当者の配置

2017年2月林業労働力確保支援センター運営協議会が開催され、中部森林労連も参加しました。

その中で、林業労働力等の現状報告が行われ、平成27年度末の長野県の林業事業体数は前年の205事業体から28減少し177事業体、林業従事者数では、前年の2,108人から319人減少し1,789人となっています。林業従事者数では、平成4年度の調査開始以来、初めて2千人を割り込み、減少者数も最大となりました。

林業事業体・林業従事者の減少について、減少した事業体では、特に林業を副業としていた建設会社等が28事業体の内、15事業体減少し、個人事業主も11減少。林業従事者では、建設会社等が188人、森林組合61人、個人事業主31人等においてそれぞれ減少している。

作業種別では、木材を伐採・搬出する素材生産作業は、平成27年において、前年910人が107人増加し1,017人、植栽・下刈・除伐・保育間伐等の保育作業は前年1,198人が426人減少し772人で35%の減少となっています。保育作業従事者の減少は、建設会社はもちろん、林業会社や森林組合等においても大幅に減少し、その反面、素材生産作業従事者が増加しています。このような林業従事者の減少や保育作業から素材生産作業へのシフトは、長野県だけでなく全国的にも進んでいます。

平成27年度的林業従事者は近年推移していた5万人を割り込み4.8万人に減少しました。

高性能林業機械の普及等により素材生産作業に係る従事者は増加しているのに対し、真夏での下刈や真冬の除伐など、過酷な労働条件が多い保育作業従事者は大幅に減少し、従事者の維持・確保が困難な状況となっています。

林業従事者の労働条件では、長野県は通年雇用が約7割、月給制が約3割となっており、全国的な状況から見れば良い方ですが十分とは言えません。また、全国的な労働災害の発生状況では、全産業に比べ12倍の死傷者（休業4日以上）となっており、平均所得では、全産業に比べ約110万円安いとされており、林業従事者の処遇改善が必要です。

この間、間伐等の手入れの遅れが指摘され、長野県においても「森林づくり県民税」を創設し、間伐の促進や利用拡大等の取り組みが進められ、今後も継続的な里山の間伐等を進める必要があります。

また戦後植林した木が利用期を迎えていることから、主伐の拡大とともに再生林も拡大しなければなりません。

主伐の拡大については国が先行して実行し、今後は長野県においても拡大することとなります。

それとともに、課題となるのが市町村の林務担当職員の確保です。

民有林における5年を1期とする森林整備等の計画である「森林経営計画」について、平成32年度までに全国で80%の策定率を目標としていますが、長野県の策定率は24%です。

また、昨年の森林法の改正では、市町村が森林所有者や境界の情報を一元的にとりまとめる林地台帳を作成する制度が創設され、平成31年4月までに整備するとされました。しかし、森林所有者や森林境界の明確化等について、この間も対応に苦慮している中で、その業務を担う市町村の林務担当職員が、全国では1名以下が6割あると言われており、長野県も同様の傾向と思われます。

(1) 林業事業体育成と労働力確保
再生林に係る保育作業従事者の実態の中で、今後どのように従事者を確保するかが課題です。

県として、林業事業体育成や労働力確保を検討実施されたい。

(2017年10月10日・林務部信州の木活用課 担い手係)
〈林業労働力の状況〉

- 現状の林業就業者数は、平成17年度の2,913人から、平成27年度は1,789人と、10年前から約4割減少しています。また、林業事業体数は、平成17年度の288体から、平成27年度は205体と、10年前から約3割減少しています。
- 林業就業者数のうち、新規就業者数は、全体数が減少傾向にある中で、近年年間130人前後の横ばい傾向にあり毎年一定数を確保できています。
- 事業量の減少とともに、植栽・下刈等の保育作業に従事する人数は減少し、機械化による搬出間伐等素材生産作業に従事する人数は、近年増加傾向にあり、これに伴い素材生産量も着実に増加しています。

〈林業労働力確保対策〉

- 県と林業労働力確保支援センター（県林業労働財団）等関係団体と連携して、新規就労者の確保、就業者の技術習得、就労条件の整備に努めています。

(確保対策)

- ・ 林業労働財団と連携して行うハローワーク活動
（雇用希望者の登録、事業体への雇用の斡旋、共同説明会、新規就業者の相談活動）
- ・ 就業促進資金の貸付（無利子）
- ・ 林業就業支援給付金

	<p>(育成対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者を対象としたOJT研修 ・林業作業士(フォストワーカー)研修 ・現場管理責任者(フォストリーダー)研修 ・林業技術者養成講座 <p>(定着対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅手当の補助 ・退職金掛金の補助 ・厚生年金等社会保険料の補助 <p>〈保育作業従事者の確保に向けて〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育作業は、素材生産作業に比べ高度な技術を要しないため、短期雇用や比較的高齢者でも従事でき、主伐・再造林の作業量の増加とともに従事者数も増加するものと考えています。 ○ 造林作業の一貫作業システム(コンテナ苗を活用し伐採・搬出作業と同時並行して植栽等を行う)によるコスト低減の取り組みを進め、作業の効率化を図ります。 ○ 今後も(一財)長野県林業労働財団と連携しながら、林業に就業を希望する方への情報提供や安全で効率的な作業技術の習得への支援などにより、林業就業者の確保と育成に努めてまいります。
<p>(2) 市町村林務担当職員の配置 今後の森林整備を進める上での林業従事者の確保とならんで、森林整備の計画・実行にあたっては、市町村林務担当職員の配置が喫緊の課題です。 県は、市町村への支援を検討されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・林務部森林政策課森林計画係)</p> <p>〈現況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の林務担当の業務は、伐採の指導や森林経営計画の認定など幅広く、地域に密着しており重要ですが、県内でも多くの市町村で担当職員が1名程度と少ない状況にあります。 ○ 県では、業務研修の開催や、森林経営計画の認定に係る指導、市町村森林整備計画の作成への助言など、様々な支援を行っているところです。 <p>〈林地台帳制度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林組合等が台帳の情報を活用して森林整備を推進することが期待される一方、林地台帳の作成や公表など市町村業務の増加が想定されます。 ○ 県では、市町村の業務が円滑に進むよう、森林簿と登記情報による「林地台帳原案」を全市町村分作成し、合わせて開発する「管理システム」とともに市町村に配付することとしており、平成31年4月からの市町村での公表や運用に向けた支援をしているところです。 <p>〈地域林政アドバイザー制度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が有識者を雇用して林務行政を進めるため、人件費を地財措置の対象とする「地域林政アドバイザー制度」が本年度から設けられました。 ○ 市町村がこの制度を活用して専門性を持つ人材を配置し、林務行政の推進が図られるよう、情報提供を行っているところです。 <p>◇地域林政アドバイザー制度：市町村が県市町村OBや技術士等の有識者を雇用する場合、人件費を特別交付税措置の対象とする(措置率0.7、上限350万円/人)</p>

	<p>(市町村への支援の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の森林整備を進めるため、引き続き市町村への支援を強化するとともに、国による支援についても機会を捉えて要請してまいります。
<p>39. 食料自給率の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成、食の安全</p>	
<p>(1) 経営基盤の体質強化</p> <p>食料自給力の向上に向け、県産食品の消費拡大を推進するとともに、農林水産業の担い手を確保・育成しつつ、安定した生産活動の維持・発展、競争力強化に資する経営基盤の体質強化をはかられたい。</p>	<p>(2017年10月10日・農政部農業政策課企画係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県の食と農業・農村の振興に向け、持続可能な農業・農村を創造していくため、将来の目指すべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「第2期長野県食と農業農村振興計画」を策定しており、本計画に基づき各取組を進めています。 ○ 県産食品については、厳選された県産農畜産物を、統一ブランド「おいしい信州ふーど(風土)」として広く県内外に発信しており、「おいしい信州ふーど(風土)」大使・公使との連携による情報発信活動や、商談会・PRイベントの開催等により、消費拡大を推進しています。 また、農産物の地産地消の取組を促進するため、「『おいしい信州ふーど(風土)を食べよう！育てよう！地産地消キャンペーン』を協賛企業とともに実施し、啓発に努めております。 加えて、県内(地域)で消費する食材について、地域資源を徹底的に活用し県民自らが県内(地域)で生産することにより地域経済循環の拡大を図る「食の地産地消」の取組を進めており、生産者と実需者のマッチング交流会の開催や、実需者が産地を巡る産地見学会の開催などにより、県外産から信州産への「置き換え」を推進しています。 ○ 担い手の確保・育成では、「新規就農里親支援制度」を始めとして、就農相談から経営発展までの各段階に応じたきめ細かな対策を、市町村、JA等関係機関と連携しながら実施しています。 ○ 本県農業の担い手が攻めの農業を展開するための体質強化に向けては、「産地パワーアップ事業」等を活用し、集出荷・生産施設の整備を支援しています。
<p>(2) 消費者に対する情報提供</p> <p>科学的根拠にもとづき、生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質管理の徹底をはかるとともに、消費者に対する適切な情報提供を実施されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・農政部農業政策課企画係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、県内で流通する農産物を対象に、昨年度195検体(国産111、外国産84)の残留農薬を検査しており、残留農薬基準値を超過した検体はありませんでした。この結果は、県ホームページで公表されております。 また、JA長野県グループにおいては、農産物を出荷する前に残留農薬の自主検査を昨年は1,661検体実施し、安全性を確認した上で出荷されております。 農薬の適正使用については、農家や農薬販売店を対象に農薬適正使用研修会の開催や広報活動及び農薬管理指導士の認定等を引き続き実施し、農薬に関する法令の遵守を周知徹底してまいります。 今後も、食品の安全性の確保・品質管理の徹底を図るため、残留農薬の検査を継続するとともに、生産者に対し、農産物の生産履歴の記帳や生産工程管理の徹底を指導し、県産農産物の安全性確保に努めてまいり

	<p>ます。</p> <p>○ 食品表示については、食品販売業者に対する巡回調査を行い、生鮮食品等の原材料名、原産地など、表示状況の監視と適正表示に向けた指導を行うとともに、関係機関とも連携し、製造業者、販売業者等に対する講習会等を開催し、食品表示制度に対する理解の促進を図っており、今後もこれら取組を推進してまいります。</p>
<p>(3) HACCP への対応・補助制度 食の安全が必須であるなか、長野県食品衛生法施行条例には、「汚染区域(便所を含む)には可能な限りそのまま入らないこと」となっており、更には、世の中の動向は HACCP が対応必須となっている。</p> <p>食品メーカーは、食の安全に対するコスト増の状態が近年続き、経営自体に多くの影響を及ぼしている。特色ある長野県の食品を安全、安心に提供し、更に発展できるよう、該当施設等への新設、修繕に対する補助制度を検討されたい。</p>	<p>(2017年10月10日・健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係)</p> <p>現在、厚生労働省では食品の安全性の更なる向上を図るため、フードチェーンを構成する全ての食品関係事業者を対象に、食品衛生管理の国際標準である HACCP の導入を義務付ける方針を示しています。</p> <p>これを受け県では、食品関係事業者を対象に HACCP 普及のための食品衛生講習会を開催するとともに、HACCP の導入に取り組む事業者に対し保健所の食品衛生監視員等が導入のための技術的な支援を行っています。</p> <p>衛生管理の基準である HACCP の導入にあたっては、施設設備の改修、整備は必ずしも必要ではなく、県独自の補助制度は設けていませんが、国において「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づく支援の制度を設けていますので活用をお願いします。</p>
<p>40. 「第2期長野県食と農業農村振興計画」の実行について</p>	
<p>「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づく「第2期長野県食と農業農村振興計画」の実現に向け、「夢に挑戦する農業」「皆が暮らしたい農村」を基本方向とし「夢ある農業を实践する経営体の育成」など6つの柱に沿った施策が実行されています。</p> <p>農業者の高齢化、耕作放棄地の増加など、非常に厳しい情勢にある長野県農業を、将来が見える農業に発展させていくために、この振興計画には大きな期待がかけられています。</p>	
<p>(1) 最終年をむかえたこの振興計画を進め、実現させるため、計画の達成指標の進捗状況や基本方向別施策の実施状況を毎年十分に把握し、すべての施</p>	<p>(2017年10月10日・農政部農業政策課企画係)</p> <p>○ 「第2期長野県食と農業農村振興計画」の達成指標に対する進捗状況につきましては、条例により毎年、実施状況をとりまとめた年次報告書を作成し、議会に報告しています。</p> <p>○ また、外部の有識者等で構成する長野県食と農業農村振興審議会毎年開催し、目標の確実な達成に向けた助言や今後の施策への意見などもいただいているところです。</p>

<p>策が確実に実践されるよう展開されたい。</p>	<p>○ 今後、「第2期食と農業農村振興計画」に掲げている達成指標が確実に達成できるよう努めるとともに、これらの状況を踏まえ次期長野県食と農業農村振興計画を策定してまいります。</p>
<p>(2) 基本目標に掲げた「夢をかなえ人を結ぶ信州の農業・農村」の実現の項で、「人・農地プラン」を重要視した施策を進めています。</p> <p>つきましては、「中山間地域の農業生産拡大と農業所得の増大」のため、「人・農地プラン」をこれまで以上に重要視し、それぞれの集落・地域が抱える人と農地の問題について、市町村等関係機関と連携し、地域農業の持続的な発展を図りたい。</p>	<p>(2017年10月10日・農政部農村振興課地域営農係)</p> <p>○ 「第2期長野県食と農業農村振興計画」では、地域農業の将来ビジョンとなる「人・農地プラン」により、明確化（見える化）された地域農業の担い手が、農地の集積や新たな品目の導入などに取り組みながら効率的な営農を実践している姿を目指すこととしており、県では、地域振興局毎に支援チームを設置し、プランの実現に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>○ 特に、中山間地域では、担い手の不足や生産力の低下が進み、農地の利用が今後一層困難になることが懸念されることから、御提案のとおり、人・農地プランの取組を重点的に進め、地域の合意のもと、将来の担い手と農地の利用状況を見える化した上で、地域農業の持続的な発展に向けた取組（対応）を進めていくことが重要であると考えております。</p> <p>○ また、地域の課題解決をするために有効な国庫補助事業が、年々「人・農地プラン」の作成と関連付けられる傾向にもあることから、市町村、JA等関連機関との連携をこれまで以上に密にし、引き続き「人・農地プラン」の推進してまいります。</p> <p>(参考) 人・農地プランと関係性の強い国庫補助事業 農業次世代人材投資事業（旧：青年就農給付金）【H23～】 スーパーL資金【H23～】 経営体育成支援事業【H25～】 県営畑地帯総合土地改良事業【H25～】 農地中間管理事業【H26～】 農地耕作条件改善事業【H27～】 果樹農業好循環形成総合対策事業【H29～】 荒廃農地等利活用促進交付金【H29～】</p>
<p>4 1. 主要農作物種子法の廃止に対して</p>	
<p>主要農作物種子法は1952年に制定され、稲・麦・大豆の種子を対象として、都道府県が自ら普及すべき優良品種（奨励品種）を指定し、原種と原原種の生産、種子生産ほ場の指定、種子の審査制度などを規定しています。</p> <p>このことにより、それぞれの地域条件に適合した米や麦の品種育成、奨励品種の普及に国や各県の農業関係試験場が極めて重要な役割を果たし、農業振興に大きく寄与しています。</p> <p>また、この義務が法に規定されていることが根拠となり試験場の育種費用の確保も財政当局に求めてきていると推測されます。</p> <p>その種子法が2018年3月31日をもって廃止となります。「原種及び原原種の生産」には多くの人員と費用が必要であるが、種子法の廃止により、人員と費用のかかる事業から手を引かせることになりかねません。種子法は…</p>	

松林健全化推進事業 268,594 千円

- 来年度以降も引き続き、市町村、関係団体の皆様と連携しながら本県の豊かな自然環境を次世代につなぐため、治山事業等による森林保全を進めるとともに「信州 山の日」の制定趣旨でもある「山」や「森林」の大切さを伝える普及啓発の取組も進めてまいります。

4 3. 悪質クレームの撲滅に向けた取り組み

消費者からのクレームについては真摯に受け止め適切に対処する必要があります。

しかし、時には謝罪時の長時間拘束や土下座による謝罪の要求、人格を否定する暴言、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えた悪質クレームが働く者に大きなストレスを与えています。

また、悪質クレームの問題は、単に、流通・サービス産業の問題にとどまらず、教育現場におけるモンスターペアレンツをはじめ、県庁や市役所等の行政、鉄道やタクシー等の交通・運輸等、人と接するあらゆる産業・業種の現場慣行で起こっており、全ての生活者に関わる社会的な問題です。

消費者の保護や自立を主目的として2012年に「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、現状、都道府県や市町村単位で消費者教育が推進されていますが、いわゆる悪質クレームの発生を抑止し倫理的消費行動を喚起する教育プログラムはほとんど実行されていません。

「サービスを提供する側と受ける側が共に尊重される消費社会」を創るためには、倫理的な消費行動をうながす具体的な対策が必要不可欠です。「いわゆる悪質クレーム」の事例情報を消費者教育の場で共有化し倫理的消費行動をうながすプログラムの実施、また、ポスターの作成・掲示やTV等による情報発信等、啓発活動の推進が求められます。

(1) 都道府県や市町村は、消費者教育において、いわゆる悪質クレームの事例情報を共有化し、倫理的な消費行動をうながすプログラムの実施や、ポスターの作成・掲示、TV広告による情報発信等、啓発活動を推進されたい。

(2017年10月10日・県民文化部くらし安全・消費生活課相談啓発係)

消費者基本法第2条に、消費者の権利として、「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利」があります。

悪質クレームの発生抑制のために、例えば「事業者への苦情は行き過ぎたものとならないように」と表現すると、消費者の一部には、「消費者の救済される権利を抑制する」と捉えられてしまう可能性もありますので、県・市町村において、ポスターの作成やTV等による啓発を即座に実施するのは難しいと考えますが、消費者を対象とする出前講座等の中で課題の一つとして触れることは可能と思われます。

消費者の正当な権利を阻害することのないよう、社会情勢等を見ながら適切な対応が必要であると考えます。

VIII. 防災・減災と被災地域支援

4 4. 総合的な防災・減災対策の充実

2017年3月5日、長野県の消防防災ヘリコプター「アルプス」が墜落し、訓練中の乗員9名がお亡くなりになる痛ましい事故が起きました。ご冥福を祈ります。災害に備えていた人々と機材が失われたことは極めて残念な事態と言わざるを得ません。

県は6月20日には、今後の体制を検討する会議を発足させ、山火事が頻発する来春をめどに当面の態勢について方向性を定め、運用を開始することとしています。自然災害への備えが必要であることをあらためて認識させる出来事となりました。

各種の自然災害が、一定の期間をおいて必ず繰り返されることは、教訓化されねばなりません。

2014年7月に南木曾町で台風8号によって豪雨による土石流災害が発生し、同年9月には御嶽山が噴火し、それぞれ尊い人命が失われました。さらに今年になって、6月に木曾町と王滝村周辺で震度5を記録する地震が発生し、火山の記憶や1984年の長野県西部地震の記憶を蘇らせることとなり、地域の人々や訪れた観光客をおののかせる事態となりました。

それぞれ、南木曾町に局地激甚災害指定と「被災者生活再建支援法」が適用され、砂防ダムを新・増設し、火山災害に対しては木曾町と王滝村に普通交付税の前倒し支払われるなどの、復旧に向けた努力がなされるなかの地震発生は木曾地域に大きな痛手を負わせるものとなりました。火山災害の折に、1,300人の宿泊予定客が去ったと言われるダメージを癒し切れていない現状です。

木曾に限らず、近年、県下各地で各種の災害が発生しています。栄村で起きた「長野県北部地震(2011年)」、白馬村の「長野県神城断層地震(2014年)」では、地震の規模・倒壊家屋から想像されるような、地震そのものでお亡くなりになったという方はいないという強靭さを当該の地域の人々が持ち合わせていました。

(1) 課題の洗い出し

これまでの災害対応についての課題を洗い出して、もし万一の場合必要な事があれば、地域の消防団を含めた人的あるいは物的な資源を整備し早急に対応できる体制を構築されたい。

(2017年9月22日・危機管理部消防課総務係)

災害が発生した場合の人的・物的対応については、県、市町村の地域防災計画で定め、運用している。危機管理部では、新たな知見や災害対応の検証などを踏まえ、毎年度「長野県地域防災計画」を見直しており、これを受けて、実際に災害が発生した場合に対応の主体となる市町村においても「市町村地域防災計画」を必要に応じて見直しを行っている。

県内市町村では、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、被災市町村に対する応援市町村の枠組みが定められている。

県内での被災はなく県外で大規模な災害が発生した際の被災地に対しても、県と市町村が一体となって支援を行う県合同災害支援チームを派遣するための体制を整備している。

また、県レベルでも、全国知事会で広域応援協定を締結しており、中部圏知事会、関東知事会からの支援を受けることができる。

消防団については、災害発生時に真っ先に現場に駆けつけ、対応していただいております。地域防災力の要と認識している。県としては、「信州消防団員応援ショップ事業」や「消防団協力事業所応援減税」の実施などにより、引き続き消防団への支援を行ってまいります。

なお、大規模災害の発生により、食料、飲料水や生活必需品の入手が困難となった被災者への支援は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村が行うこととなるが、県はこれを補完する立場として、食料等を備蓄している。

(2) 地域の情報発信

木曾地域の度重なる災害報道によって日帰りの登山に訪れたり、観光に訪れたりする客に、無用な恐怖を抱かせる風評

(2017年10月23日・企画振興部地域振興課活力創出係)

当課が担当している御嶽山の復興支援については、発災直後の2014年10月に「御嶽山噴火災害復興支援チーム」を設置し、「御嶽山噴火災害を踏まえた対応方針」を策定し、地元町村や国、関係団体等と連携・協力して被災地の復興を支援してまいりました。

現在は、本年8月21日に御嶽山の噴火警戒レベルが1(活火山であることに留意)に引下げられたことを

<p>被害を圧倒する地域の情報を発信し、不安を払拭されたい。</p>	<p>受け、「木曾御嶽山復興支援連絡会議」を立ち上げ、県と地元町村が情報共有しながら、復興に向けた具体的な対応策の検討を始めています。</p> <p>木曾地域における情報発信については、木曾地域振興局をはじめ地元町村や観光協会がホームページなどを活用し、「御嶽山の噴火警戒レベルが1に引き下げられたこと」や、「山頂への安全性が確保できないため、当面の間は立入規制を継続すること」などの安全対策情報のほか、規制区域以外の登山や山麓地域の観光情報などを随時発信しています。</p> <p>また、木曾観光復興対策協議会（会長：原久仁男木曾町長、事務局：木曾地域振興局）で実施している観光復興に向けた取組として、木曾御嶽山麓（木曾町・王滝村）への宿泊客を対象に宿泊助成を行う「ふっこう割キャンペーン」や、木曾地域を目的地とする貸切バスツアーを行う旅行会社等に対する運行経費の支援など、積極的な観光誘客事業等を展開しています。</p> <p>さらに、「広報ながのけん」やテレビ・ラジオなどの各種広報媒体を活用し、木曾地域の観光復興に向けた取組を紹介するとともに、日本遺産に認定された木曾の観光スポットや季節の食材などの旬の魅力をPRするなど、積極的な情報発信を実施しているところです。</p> <p>今後も、地域住民や観光客に対し御嶽山の現状を正確に伝えるとともに、地域の観光振興につながる情報を広く発信することにより、木曾地域の復興を支援してまいります。</p>
<p>(3) 小田原箱根商工会議所の取組みに学ぶ</p> <p>御嶽山の翌年に小噴火した箱根山の大涌谷では、箱根山が噴火した際に加入者に一定の補償金が支払われる金融派生商品が小田原箱根商工会議所の会頭の提案によって成立したとのことです。これは将来的には全国100カ所の火山を後背地に持つ温泉観光地の共済制度として発展させたいとの構想を持つと伝えられています。</p> <p>多くの火山、温泉を抱える長野県としても商工会議所への</p>	<p>(2017年10月23日・産業労働部産業政策課総務係)</p> <p>大涌谷の火山活動が活発になった平成27年5月、小田原箱根商工会議所が中心となって、小田原・箱根地域の問題点とその改善のためのアイデアを盛り込んだ「小田原・箱根の観光ビジョン」が策定され、その中で、金融機関や損害保険会社等において火山噴火発生時における経済的被害への対策を講じる金融商品（火山デリバティブ）の開発について記載されています。</p> <p>それをふまえ、東京海上日動火災保険（株）では、金融派生商品「噴火デリバティブ（※）」を開発し、平成28年12月から販売されたと聞いております。</p> <p>県としましては、同商工会議所の取組を県内商工団体に情報提供を行うとともに、引き続き、各商工団体による地域の実情に応じた経営支援等の取組を支援してまいります。</p> <p>※噴火デリバティブ・・・</p> <p>契約時に所定のプレミアム（契約料）を支払い、観測期間中に噴火警戒レベルが3（入山規制）以上になった場合に、一定の決済額が支払われるもの。</p>

働きかけなど検討を行われた い。	
IX. 男女平等参画・児童相談所	
4 5. 「長野県女性職員活躍推進計画」の市町村への波及	
2015年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、本年、県も事業主として「長野県女性職員活躍推進計画」を策定されました。	
<p>(1) 県の取組みが、県内市町村、事業所に波及するような事業展開を進められたい。そのため次世代育成支援対策推進法の「特定事業主行動計画」も含め、毎年計画を検証し実効あるものとされたい。</p>	<p>(2017年10月10日・県民文化部男女共同参画課男女共同参画係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「長野県女性職員活躍推進計画」については、女性職員の積極的登用や仕事と子育て・介護との両立支援など、計画に定める取組を着実に進めるとともに、毎年度検証を行い、数値目標の達成状況を公表しております。 引き続き、計画の進捗管理を適切に行い、実効ある計画となるよう取り組んでまいります。 ○ 市町村における女性活躍推進計画及び男女共同参画計画の策定については、全ての市町村において計画が策定されるよう、引き続き計画策定に係る情報提供、相談等の支援や働きかけを行ってまいります。 ○ また、事業所における一般事業主行動計画の策定については、経済団体等も参加する長野県女性活躍推進会議を通じて、300人以下の事業主に対する働きかけを行うとともに、中小企業向けセミナーの開催等により、行動計画の策定・実行が促進されるよう取り組んでまいります。
4 6. 児童相談所への必要な職種の適切な人的配置	
児童虐待相談対応件数は年々増加しています。子どもが犠牲となる痛ましい事件を防ぐためにも、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。さらに、市町村に既に設置されている「要保護児童対策地域協議会」の機能は、児童相談所をはじめとする構成機関との連携強化が望ましいことです。	
<p>(1) 児童虐待防止法の周知を図り、通告義務(児童福祉法第25条)に対し、より一層の啓発、広報の徹底を図られたい。</p> <p>(2) 相談対応件数に応じ、児童相談所への必要な職種、適切な人的配置を図られたい。</p>	<p>(2017年10月10日・県民文化部こども・家庭課こども福祉係)</p> <p>(1) 県内児童相談所における平成28年度の児童虐待相談対応件数は、1,909件で、平成2年度に統計を取り始めて以来、過去最高を更新しています。</p> <p>相談対応件数が増加している理由のひとつとしては、関係機関や県民が虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに児童相談所へ通告するという意識が高くなっていることが考えられます。</p> <p>児童虐待防止には関係機関の連携を円滑化することが必要であり、市町村職員、児童相談所職員向けの児童虐待防止に関する研修会を実施する等、連携強化を図るとともに、県民の関心を一層高めるため、民間団体とも連携して、児童虐待防止月間(11月)での広報啓発活動を始め、今後も広報啓発を行ってまいります。</p> <p>(2) 児童相談所の職員体制については、近年、相談対応件数の増加とともに、児童相談所の繁忙度が急速に増</p>

	<p>している状況にあることから、児童福祉司や児童心理司などの職員体制については、県組織全体が職員削減に取り組む中、平成 22 年度の 83 人から平成 29 年度は 95 人へ増員し体制の強化を図ってきたところで</p> <p>す。</p> <p>また、児童相談所が日常的な虐待相談対応等に集中できる体制を確保するとともに、社会的養護の最重要課題である里親委託を推進するため、各所の特殊困難な事例対応・専門業務等を分担・支援する「児童相談所広域支援センター」を平成 28 年 4 月設置しました。</p> <p>さらに、児童福祉法の改正等を踏まえて、非常勤の弁護士（1 名）及び警察職員（1 名）を児童相談所広域支援センターに配置して、体制の強化に努めております。</p>
<h2>X. 県議会・選挙</h2>	
<h3>4 7. 住民にとってわかりやすい地方議会への改革</h3>	
<p>国政だけでなく地方選挙の投票率も低い結果が続いていることは周知の事実であり、地域住民の政治への関心の低さをあらわしています。少子高齢化がさらに進む中、地域における子ども・子育ての充実や地域包括ケアシステムの構築等、地域自治体で解決しなければならない課題も山積しています。</p> <p>これらの地域的課題に地方議会がしっかりと対応していくために、住民が地方議会等の情報に触れられる仕組みを整備し、住民にとってわかりやすい地方議会へ改革していく必要があります。</p>	
<p>(1) 勤労者が地方政治については関心が持てるよう、議会での議論のダイジェストをホームページに載せる等、議会での審議情報が簡単にわかりやすく取得できるよう取り組まれたい。</p>	<p>(2017 年 9 月 22 日・議会事務局調査課調査係)</p> <p>(1) 定例会ごとに本会議での主な審議内容や委員会の審査状況などをダイジェストで掲載した広報紙「こんにちは県議会です」をホームページにアップし、いつでも閲覧することができるようにしています。</p> <p>今後も引き続き内容の充実に努めてまいります。</p>
<p>(2) 請願・陳情をした場合の説明にとどまらず、一般的な議案の審議でも、住民が直接自分の声で発言できる機会をつくるよう、公聴会、参考人招致等の手法を積極的に活用されたい。</p>	<p>(2017 年 9 月 22 日・議会事務局議事課委員会係)</p> <p>(2) 長野県議会会議規則及び長野県議会条例の規定に基づき、委員会に参考人を出席要請し、意見聴取が行った事例がございます。</p>
<h3>4 8. 期日前投票所、共通投票所の増設に向けた積極的な取り組み</h3>	
<p>2016 年（平成 28 年）から選挙権年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げるよう、公職選挙法が改正され既に施行されています。</p>	

高校を出ると県外の大学へ進学する方が多いこともあり、投票したくても出来る場所が無く、投票率に結びつかないのが現状です。また、働き方も多様化してきており、投票日に投票できずに、期日前に投票される方の割合も年々増えています。

そのような中、期日前投票が出来る場所は限られているため、投票をあきらめてしまう声もあります。

前回の参議院選挙で全国4カ所の設置にとどまった共通投票所の一つが、下伊那郡高森町の商業施設に設置されたものです。

2016年に実施された第24回参議院議員選挙においても期日前投票者数が前回比で120%を超えて伸長していますが、有権者の生活行動を踏まえて利便性を高めた大型商業施設等に設置された期日前投票所が大きく貢献していると考えられています。

(1) 県は、市町村に要請して共通投票所ならびに期日前投票所の設置を積極的に推進されたい。特に、前回の参議院選挙で全国4カ所の設置にとどまった共通投票所については、システムの構築等十分な検討期間をとって設置に向けて対応を進められたい。

(2017年10月23日・(選挙管理委員会)企画振興部市町村課選挙係)

共通投票所の設置については、有権者の投票環境の向上に大きな効果がある一方で、二重投票の防止等の課題があるため、会議において、先進団体である高森町の事例発表の機会を設けるなど、市町村の取組の参考となる情報提供を行っているところです。

また、大型商業施設等頻りに人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、積極的に検討していただくよう、選挙の都度及び各種会議において市町村選挙管理委員会に対し要請しているところです。

共通投票所及び期日前投票所の設置について、県選挙管理委員会といたしましては、引き続き、市町村選挙管理委員会に対する助言や情報提供などに努めてまいります。